第３期「あまがさきし地域福祉計画」の点検・評価について（案）

【令和２年度実績】

令和３年８月

福祉課

-目次-

計画の進行管理と評価　P.1
１　計画の進行管理と評価　P.2
２　取り組みを進めるための視点　P.3
３　施策の展開方向と取り組み・方向性　P.4
４　各目標の進捗を図る指標　P.6
５　点検・評価シートの見方　P.8

点検・評価シート　P.11
基本目標１　「支え合い」を育む人づくり
展開方向１　福祉学習の推進　P.12
展開方向２　地域福祉活動の担い手の発掘・育成・支援　P.14
展開方向３　地域福祉活動を支援する人材の育成　P.16
基本目標２　多様な主体の参画と協働による地域づくり
展開方向１　地域を支えるネットワークづくり　P.18
展開方向２　地域での見守り、支え合いの充実　P.20
展開方向３　多様な手法による地域福祉活動の推進　P.22
展開方向４　社会福祉法人、企業、NPO 等による地域貢献の推進　P.24
基本目標３　誰もが安心できる暮らしを支える基盤づくり
展開方向１　包括的・総合的な相談支援体制の充実　P.26
展開方向２　権利擁護の推進　P.30
展開方向３　適切な福祉サービスの提供と情報利用の推進　P.32
展開方向４　要配慮者（災害時要援護者）支援の推進　P.34
展開方向５　安全・安心に暮らせる環境整備　P.36

参考資料　関連事業一覧　P.39

計画の進行管理と評価

１　計画の進行管理と評価

地域福祉計画は、その性格から対象となる事業が広範囲にわたるとともに、各分野別の計画とも関連が強いため、計画の進行管理や評価等にあたっては、庁内関係部局で構成する「あまがさきし地域福祉計画」庁内推進会議において、市が実施している施策評価等及び地域福祉計画で定めた各目標の進捗を図る指標をもとに評価、進行管理を行います。

あわせて、尼崎市社会保障審議会地域福祉専門分科会において、毎年、取り組み状況の評価等について報告を行い、意見を頂くなどの方法により、取り組みの妥当性の検証や必要な改善策、評価方法の見直し等について検討を行うほか、進捗状況を把握するために「「あまがさきし地域福祉計画」の評価・推進にかかる意識調査」を第３期計画期間中に実施します。

また、自治のまちづくりに向けて、地域における住民自治を支えるための地域振興センターをはじめとした地区施設の機能の再構築や人員の配置のあり方、身近な地域課題の解決に向けた地域住民の意思を反映した予算執行のあり方、さらには職員の意識醸成や能力形成などについて検討が行われる「地域振興のあり方」とも整合性を図りながら、取り組みを進めます。

なお、国では、社会福祉法を改正し、地域福祉計画の充実（福祉の各分野における共通的な事項を横断的に記載する上位計画として位置づけるなど）をはじめとした地域課題の解決力を強化する取り組みを進めようとしています。そのため、今後、必要に応じて計画改定や推進体制の充実についても検討を行います。

第3期「あまがさきし地域福祉計画」の進捗管理の流れ（平成30年度以降）

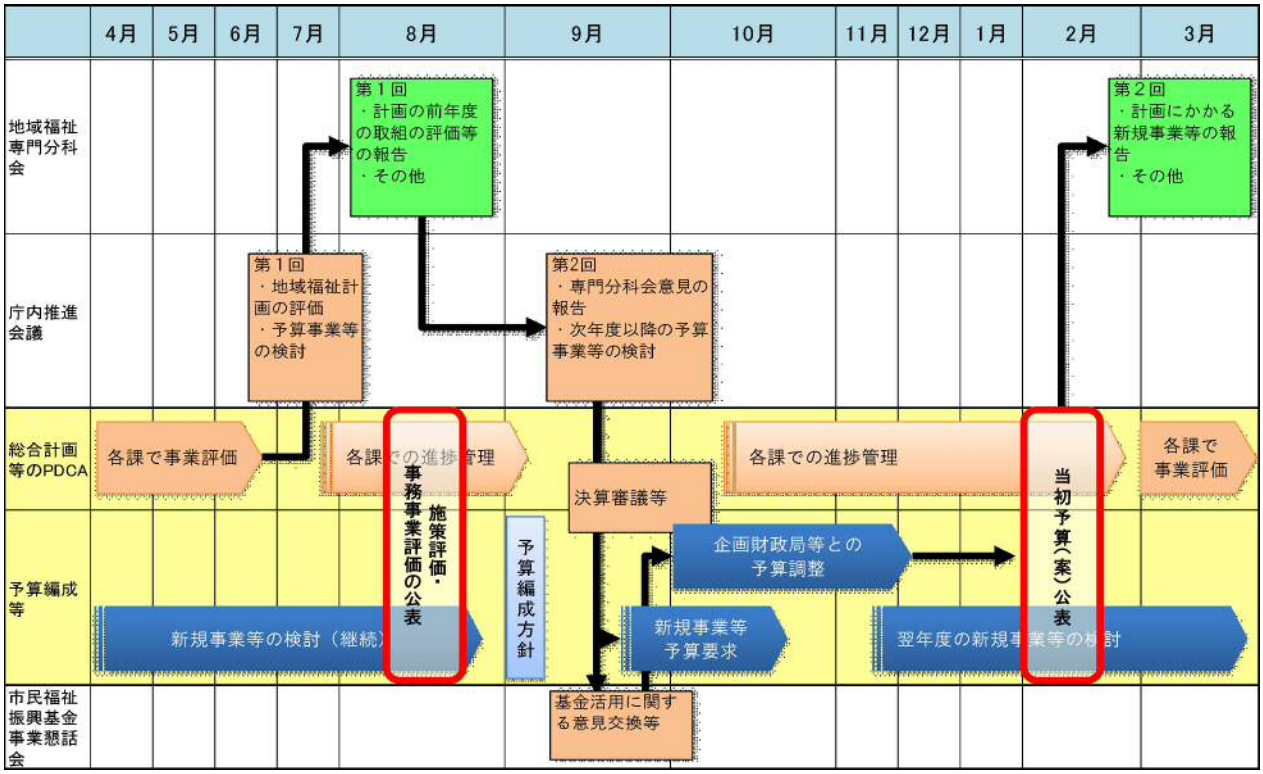

２　取り組みを進めるための視点

基本理念の実現に向けて具体的な各施策・事業の展開を図るために、第３期計画では、尼崎市民の福祉に関する条例及び尼崎市自治のまちづくり条例の考え方を基にした次の視点を踏まえ、取り組みを進めます。
また、これらの視点は取り組みを評価するためのポイントとしても活用していきます。

○市民（当事者）主体の視点

全ての市民は、支援する側、支援を受ける側の双方の面をもっているため、みんながまちづくりの当事者として考え、行動することで、安心して暮らせる社会の実現につながります。尼崎市では、地域の特性に応じた身近な交流の場を通して、気軽に地域の課題を話し合い、それをきっかけに地域住民が主体的に考え、活動が行われています。

こうした身近な地域の課題等についての話し合いや学びを通して、全ての市民が地域社会への関心を持ち、まちづくりの当事者として主体的に地域福祉活動に参画していくことを推進します。

○情報共有と参画・協働の視点

市民のまちづくりへの関心が高まり、主体的な参画が進んでいくためには身近な地域の課題を共有するとともに、多様な地域活動の主体が地域において活動しやすいように情報の共有が必要となります。そういった仕組みづくりとあわせて、行政の持つ様々な情報が、必要に応じて本人等の同意を得ながら提供されるよう取り組みます。

また、単独では解決できない課題の解決や、新たなまちづくりの取り組みが生まれるなど相乗効果が見込まれるため、多様な主体が社会や地域の一員として、また、まちづくりの当事者として対等な立場で参画し、適切な役割分担のもとで協働することを推進します。

○総合化・効率化の視点

地域における課題は、公的なサービスだけではきめ細やかな対応が難しいため、公的サービスの総合的な提供に合わせて、地域の様々な力を活かした取り組みが求められます。

また、行政の各分野において様々な課題に対応するための多様な会議体が設置され、目的、構成員が類似、重複するなど縦割りによる非効率化が課題となっています。限られた資源を有効に活用し、多様なニーズに応えた質の高いサービスを包括的に提供するためにも、各分野の重複するような内容を可能な限り総合化して取り組みの効率化に努めます。

○予防と早期把握の視点

地域の生活福祉課題の解決には、課題が複雑化、深刻化する前のできるだけ早い段階で、適切な支援につなげることが大切です。そのために、行政が持つ様々な情報を活用して、課題を抱える方を適切に把握するよう取り組むほか、市民からの相談に対しては表面化している課題に対応するだけでなく、潜在化している課題を把握し、情報提供や適切な支援につなぐことに努めます。

また、地域の個別課題は行政では把握が難しいこともあり、地域社会が個別課題を地域全体の課題として捉え、その発生を予防し対処していく取り組みを支援します。

3　施策の展開方向と取り組み・方向性

基本目標	展開方向	頁数	これからの取り組み・方向性	取り組みの視点			
				市民主体	情報共有・協働等	総合化・効率化	予防・早期把握
1「支え合い」を育む人づくり	(1)福祉学習の推進	P56	○地域の集まり、企業内研修など、あらゆる機会を通じて、地域課題に関心や理解を持つ層を増やす取り組みを進める。	○			○
			○交流・体験などを通じて仲間づくりや福祉活動への参加を促進するなど、参加者自身が自らの知識や能力を活用し、主体的に参加する意欲を高める取り組みを進める。	○			
			○子どもや学生が地域と関わり、地域に対する愛着や誇りが育まれるよう取り組む。	○	○		
			○次の担い手の育成に取り組むために、若い世代が地域課題の解決を体験的に取り組むことを推進する。	○			
			○「みんなの尼崎大学」の取り組みを活用し、福祉課題の解決に向けた意識を醸成するための体系的な学びの場を作る。	○		○	
	(2)地域福祉活動の担い手の発掘・育成・支援	P58	○インターネットを活用してSNS等により、若い世代に向けた地域活動の情報発信に取り組む。	○	○		
			○若い世代向けのボランティア講座等を行う市社会福祉協議会のボランティアセンターの活動を支援する。	○	○	○	
			○「あまがさきチャレンジまちづくり事業」において引き続き、福祉課題の解決に向けた取り組みを支援する。	○		○	○
			○地域福祉活動を希望する人の能力、希望に応じてマッチングを行う仕組みの充実を検討する。	○	○	○	○
	(3)地域福祉活動を支援する人材の育成	P60	○引き続き、地域での活動を支援する市社会福祉協議会の地域福祉活動専門員に対する支援を行う。		○	○	○
			○各団体との連携に取り組むNPO法人の活動に対する支援について検討を行う。		○	○	
			○市民の活動を支援するために市職員に対して地域福祉に関する研修を実施する。		○	○	○
			○多様な福祉専門職が、地域住民と協働するための取り組みについて検討を進める。		○	○	○
2多様な主体の参画と協働による地域づくり	(1)地域を支えるネットワークづくり	P62	○地域を支える重層的なネットワーク構築に向けて市と市社会福祉協議会が連携して取り組む。	○	○	○	○
			○身近な生活圏域で、地域住民が「子育て」「高齢者等の見守り」などのテーマを自主的、継続的に話し合う場の構築を支援する。	○	○		○
			○地域の人々の学びやスキルを発揮して学校を支援する活動が進むことで、そうした活動に参加している地域住民、団体のつながりづくりを進める。	○	○	○	○
			○6地区に地域住民と各専門機関が課題を共有し、解決に向けて協議する（仮称）地域福祉ネットワーク会議の設置に取り組む。	○	○	○	○
			○全市的な取り組みを様々な関係機関等と協議する（仮称）地域福祉推進協議会を設置する。		○	○	○
	(2)地域での見守り・支え合いの充実	P66	○訪問型の高齢者等の見守り活動とともに、通い型の高齢者ふれあいサロンなど、地域特性に合わせた多様な見守りによる支え合いを進める。	○			○
			○子どもに寄り添い地域のつながりの場にもなる取り組みが一層広がるよう検討する。	○			○
			○地域の様々な居場所が子どもから高齢者まで、また課題を抱えた当事者も含めて交流できる居場所に発展するよう取り組みを進める。	○		○	○
	(3)多様な手法による地域福祉活動の推進	P68	○ホームページ等を活用し、市民に向けて地域で行われている活動の情報提供を充実させる。		○	○	
			○活動への参加を希望する人の希望等に応じて地域活動につなげる市社会福祉協議会のボランティアセンターの取り組みを支援する。	○	○	○	
			○地域福祉活動の立ち上げ支援、有償ボランティアなどの、様々な手法による地域福祉活動の推進に向けた検討を行う。	○	○		○
			○先進的に取り組む活動事例をPRし、新たに地域福祉活動へ参画しようとする団体が取り組みやすい環境づくりを進める。		○		
			○市職員有志のボランティア活動や研修を推進し、職員の地域活動の参加促進に取り組む。	○			
			○ソーシャルビジネスの担い手が数多く集まり、生まれ育っていく環境づくりを進めるための支援策を検討する。		○		
	(4)社会福祉法人、企業、NPO等による地域貢献の推進	P70	○社会福祉法人に対して、地域公益活動の積極的な実施に向けた、啓発や情報提供などの働きかけを引き続き行う。		○	○	
			○社会福祉法人、企業、NPO、ボランティア団体の取り組みを市のホームページ等を活用して庁内外に発信する。		○		
			○社会福祉法人、企業、NPO等がそれぞれのつよみを活かし、協働して地域の課題に取り組むよう働きかける。		○	○	
			○社会福祉施設が地域の交流の場や福祉避難所としての協力を行うなど、地域貢献に取り組むよう働きかける。		○	○	

基本目標	展開方向	頁数	これからの取り組み・方向性	取り組みの視点			
				市民主体	情報共有・協働等	総合化・効率化	予防・早期把握
3 誰もが安心できる暮らしを支える基盤づくり	⑴包括的・総合的な相談支援体制の充実	P 72	○市政出前講座やホームページなどを通じて行政等の各相談窓口について広く周知する。		○		
			○「しごと・くらしサポートセンター尼崎」の体制充実と地域、専門機関、行政の重層的なネットワーク強化により関係機関の活動を支援する。		○	○	
			○各相談窓口と連携し、地域における課題の早期把握・支援のネットワークの充実、強化に取り組む。		○	○	○
			○市各窓口への研修を充実し、市職員一人ひとりが相談支援のワンストップ窓口であることを意識した早期把握、早期対応に取り組む。			○	○
			○関係機関と連携して、相談者の意欲・能力に応じた段階的な就労支援に取り組む。		○	○	○
			○「貧困の連鎖」を防止するための取り組みを進める。		○	○	○
			○福祉の専門的な支援に加え、法的支援などの様々な分野別の専門機関と連携するための取り組みを進める。		○	○	○
			○設置予定の子どもの育ちに係る支援センターで、子どもに関する幅広い範囲の総合相談や、総合的かつ継続的な支援を行うための拠点として取り組みを進める。		○	○	○
			○専門機関の支援終結後も、必要に応じて社会福祉協議会支部事務局と連携して地域福祉活動など地域の支え合いにつなぐ。	○	○	○	○
	⑵権利擁護の推進	P 75	○虐待についての広報・啓発や成年後見等支援センターの周知を図るとともに各相談窓口や警察とも連携を深め迅速な対応に努める。	○	○		
			○(仮称)保健福祉センターの保健福祉総合相談窓口と成年後見等支援センターが連携するために、一体的な設置を進める。			○	
			○福祉サービスの利用援助事業を推進することで、後見には至らないが支援の必要な人の自立と社会参加を進める。				○
			○関係機関のネットワーク強化に努め、福祉サービスの利用支援、虐待等の早期発見、迅速な対応などの取り組みを進める。		○	○	○
			○障害者差別解消法に基づく合理的配慮の取り組みの広報・啓発、障がい者差別の相談事例等の共有により差別解消に努める。	○	○		○
			○市職員に対して虐待やDV防止、差別解消に向けた研修等に取り組む。				○
	⑶適切な福祉サービスの提供と情報利用の推進	P 77	○適切な福祉サービスの確保に向けて、市の関係各課が連携し指導監査等の充実を図るとともに、苦情解決体制の向上を図る。			○	○
			○意思疎通に課題を抱える市民を支援し、様々な媒体を活用して必要な情報を取得するための制度などの情報提供に努める。		○		○
			○障がい特性に応じて、必要な情報が合理的な配慮のもとで適切に確保、利用できるよう、広報、啓発等に取り組む。	○	○		○
			○地域課題の共有・解決策の検討のために、行政の様々な情報を地域の関係者や団体、専門機関で適切に共有する方法を検討する。	○	○	○	○
			○将来的な取り組みとしてICT(情報通信技術)を活用して様々な情報を関係機関の間で共有し、支援の一体的提供の仕組みの検討を進める。		○	○	○
	⑷要配慮者(災害時要援護者)支援の推進	P 79	○避難行動要支援者名簿を整備するとともに、災害時に備えて日頃のつながり作りの大切さ等についての啓発を行う。	○			○
			○尼崎市避難行動要支援者避難支援指針をもとに、避難行動要支援者の避難支援体制を市民、事業者、関係団体、関係機関とともに整備する。	○			○
			○社会福祉施設等に協力要請を行ない、福祉避難所の拡大等に努める。		○		○
			○災害時要援護者支援連絡会での意見を踏まえて、福祉避難所の運営マニュアル等の作成を進める。	○			○
	⑸安全・安心に暮らせる環境整備	P 81	○高齢者等の見守り活動等とも連携し、各世代に応じた消費者教育や啓発活動を行う。	○	○		○
			○普段の散歩等、市民それぞれの日常生活の中で気軽に参加できる防犯活動を進める。	○			○
			○防犯カメラの設置効果について検証を行い、今後のあり方について検討を進める。				○
			○住宅・住環境の整備を促進するとともに、放置自転車の対策など、誰もが安全・安心に暮らしやすい環境整備に取り組む。				○

※　４つの視点は全ての取り組みの基本となりますが、そのうち「これからの取り組み・方向性」において、特に重視していく視点に“○”を記載しています。

4　各目標 の進捗を図る指標

目標	展開方向	評価指標	基準値（※3）	目指す方向
1「支え合い」を育む人づくり				
	(1)福祉学習の推進			
		①ボランティア活動などの地域の支え合い活動に「興味・関心がある」と答えた市民の割合	74.1%	⇗
		【指標の考え方】　市民のボランティア活動等に興味をもつ意識の醸成を評価するため、アンケート調査（※1）において、市民がボランティアなどの地域の支え合い活動に対して「興味・関心はない」「不明」以外の項目を回答した割合を増やします。		
		②みんなの尼崎大学と連携し、福祉に関して体系的に学ぶことのできる福祉コースの受講者数	―	⇗
		【指標の考え方】　みんなの尼崎大学と連携して、福祉に関して体系的に学ぶことのできる福祉コースを設置し、その受講者を増やすことに取り組みます。		
	(2)地域福祉活動の担い手の発掘・育成・支援			
		①ボランティア活動など地域の支え合い活動に参加する市民の割合	12.1%	⇗
		【指標の考え方】　地域福祉活動の担い手が増えているかどうかを評価するため、アンケート調査（※1）において、市民がボランティア活動など地域の支え合い活動へ「参加している」と回答した割合を増やします。		
		②あまがさきチャレンジまちづくり事業補助への申請団体数	51団体	⇗
		【指標の考え方】　地域活動に取り組もうとする団体が増えているかどうかを評価するために、あまがさきチャレンジまちづくり事業補助への申請団体数を増やします。		
	(3)地域福祉活動を支援する人材の育成			
		民生児童委員及び福祉事業者が普段の活動の中で相談、協力を求める先として「地域福祉活動専門員」を選択した割合	民生児童委員　15.8%	⇗
			福祉事業者　18.4%	⇗
		【指標の考え方】　地域福祉活動専門員が、民生児童委員や福祉事業者との連携状況を把握するために、アンケート調査（※1）において、民生児童委員及び福祉事業者が、普段の相談、協力を求める先として「地域福祉活動専門員」と回答する割合を増やします。		
2多様な主体の参画と協働による地域づくり				
	(1)地域を支えるネットワークづくり			
		（仮称）地域福祉ネットワーク会議の設置数	―	⇗
		【指標の考え方】　地域のネットワークの構築に向けて6地区での（仮称）地域福祉ネットワーク会議の設置に向けて取り組みます。		
	(2)地域での見守り、支え合いの充実			
		①担当区域で地域福祉活動が行われていると答えた民生児童委員の割合	68.0%	⇗
		【指標の考え方】　地域での見守り、支え合い活動が行われているかどうかを把握するために、アンケート調査（※1）において、地域における身近な相談支援窓口である民生児童委員が、自分の担当区域における地域福祉活動を把握していると回答した割合を増やします。		
		②高齢者等見守り安心事業及び高齢者ふれあいサロンの実施数	―	⇗
		【指標の考え方】　高齢者等見守り安心事業の実施地区数及び高齢者ふれあいサロンの実施箇所数を増やすことに取り組みます。		
		③食や学習支援などを通して子どもに寄り添う地域の居場所の数（※2）	5か所	⇗
		【指標の考え方】　食や学習支援などを通して、子どもに寄り添う地域の居場所づくりを支援することで、そうした居場所の数を増やすことに取り組みます。		
		④孤立感を感じている市民の割合	35.9%	⇘
		【指標の考え方】　様々な地域での見守り、支え合い活動が行われることで、総合計画のアンケート調査において、地域の中で孤立していると感じている市民の割合を減らします。		
	(3)多様な手法による地域福祉活動の推進			
		①小地域福祉活動実施団体数（延べ）	658件	⇗
		【指標の考え方】　地域福祉活動の広がりを評価するために、小地域福祉活動の実施団体数を増やします。		
		②あまがさきチャレンジまちづくり事業補助への申請団体数	51団体	⇗
		【指標の考え方】　地域活動に取り組もうとする団体が増えているかどうかを評価するために、あまがさきチャレンジまちづくり事業補助への申請団体数を増やします。		
		③ソーシャルビジネスの支援数	―	⇗
		【指標の考え方】　ソーシャルビジネスの手法により、尼崎市が抱える課題、これから先に顕著化してくる課題の解決を目指す取り組みを支援するために、尼崎市ソーシャルビジネス支援メニューで支援した団体数を増やします。		
	(4)社会福祉法人、企業、ＮＰＯ等による地域貢献の推進			
		地域において何らかの活動に「特に取り組んでいる」と答えた福祉事業者の割合	75.2%	⇗
		【指標の考え方】　福祉事業者の地域貢献の推進を図るため、アンケート調査（※1）において、福祉事業者が、地域において何らかの活動に「特に取り組んでいない」「不明」以外を回答した割合を増やします。		

※1　「あまがさきし地域福祉計画」の評価・推進にかかる意識調査」の項目による。　※2　こども政策課把握数

※3　「あまがさきし地域福祉計画」の評価・推進にかかる意識調査の項目は平成28年度、それ以外は平成27年度を基準とする。

目標	展開方向	評価指標		基準値（※3）	目指す方向
３誰もが安心できる暮らしを支える基盤づくり					
	⑴包括的・総合的な相談支援体制の充実				
		①困り事があった時に「相談できる人はいない」「相談しようと思わない」と答えた市民の割合		3.7%	⇘
		【指標の考え方】 市民が課題を抱えたときに相談しやすい体制が構築できているかを評価するため、アンケート調査（※1）おいて、市民が困りごとがあった時に「相談できる人はいない」「相談しようと思わない」と答えた市民の割合を減らします。			
		②自立相談支援窓口に相談した市民の割合		0.015%	⇗
		【指標の考え方】 早期把握に取り組む生活困窮者自立支援制度の自立相談支援窓口である「しごと・くらしサポートセンター尼崎」（平成27年4月開設）に相談に来所した市民の割合を増やします。			
	⑵権利擁護の推進				
		成年後見制度利用支援事業の利用者数		51人	⇗
		【指標の考え方】 権利擁護の推進を評価するために、成年後見制度利用支援事業の利用者数を増やします。			
	⑶適切な福祉サービスの提供と情報利用の推進				
		①福祉事業者が地域へ福祉等に関する情報発信をしている割合		28.8%	⇗
		【指標の考え方】 福祉サービスを提供する福祉事業者が、地域に対する情報の発信ができているかどうかを評価するために、アンケート調査（※1）において、福祉事業者が地域への福祉等に関する情報発信をしていると回答した割合を増やします。			
		②意思疎通支援事業の利用者数		81人	⇗
		【指標の考え方】 課題を抱えた方の情報利用が推進できているかどうかを評価するために、意思疎通支援事業における手話通訳及び要約筆記の利用者数を増やします。			
	⑷要配慮者（災害時要援護者）支援の推進				
		①地域にお住まいの要配慮者（災害時要援護者）の避難支援のために日頃から「取り組んでいる（取り組もうとしている）」と答えた市民等の割合	市民	22.2%	⇗
			民生児童委員	82.1%	
			福祉事業者	75.2%	
		【指標の考え方】 要配慮者（災害時要援護者）支援の推進を評価するため、アンケート調査（※1）において、市民、民生児童委員、福祉事業者が要配慮者（災害時要援護者）の避難支援のために日頃から「取り組んでいることはない」「不明」以外の項目を回答した割合を増やします。			
		②要配慮者（災害時要援護者）支援協力団体数		―	⇗
		【指標の考え方】 避難行動要支援者名簿を受け取った地域の団体の数を増やします。			
	⑸安全・安心に暮らせる環境整備				
		日常生活を安心して過ごすことができていると感じている市民の割合		58.8%	⇗
		【指標の考え方】 安全・安心に暮らせる環境が整備されているかどうかを評価するために、総合計画のアンケート調査における日常生活を安心して過ごすことができていると感じている市民の割合を増やします。			

※1 「あまがさきし地域福祉計画」の評価・推進にかかる意識調査」の項目による。

※3 「あまがさきし地域福祉計画」の評価・推進にかかる意識調査の項目は平成28年度、それ以外は平成27年度を基準とする。

点検・評価シート

基本目標１　支え合いを育む人づくり

	評価指標	基準値		方向性
1	ボランティア活動などの地域の支え合い活動に「興味・関心がある」と答えた市民の割合	74.1	%	↑
2	みんなの尼崎大学と連携し、福祉に関して体系的に学ぶことのできる福祉コースの受講者数	―		↑

主要事業の取組内容と実績等（Ｄｏ）

取組・方向性①（Ｐｌａｎ）	地域の集まり、企業内研修など、あらゆる機会を通じて、地域課題に関心や理解を持つ層を増やす取り組みを進める。
関連主要事業	⑴地域福祉推進事業　⑵人権啓発活動事業、⑶人権啓発事業　⑷企業内人権研修推進事業　⑸生涯学習推進事業

⑴市社協では、感染症対策として地域の活動団体のリーダー等に限定し、地域活動推進のための小規模での研修会等を開催した。（市社協主催講座等開催数、参加者数、R1：118回/2,952人、R2：62回/1,244人（延べ参加人数））
⑵人権啓発資料による啓発活動を行うとともに、人権書道・人権作文の表彰や街頭啓発活動などを行い、市民の人権意識の向上を図った。また、保護者や地域などを対象とした、市民の身近な場での人権学習の推進や・関係機関・団体と連携した人権啓発活動を実施した。
⑶地域総合センターでは、女性センターと7館合同で「見た目問題」など新たな課題をテーマにした講演会や啓発映画上映に取り組んだ。また、性の多様性に関する学習会、拉致問題啓発映画の上映、「いくしあ」を見聞きして意見交換する場の設定ともに、障害者団体との共催による防災学習会や視覚障害者との生け花講座の実施など、障害者と健常者がともに学ぶインクルーシブを意識した取組を行った。事業者に対しては、LGBT以外の性的マイノリティも含めた「LGBTQ＋に対する理解促進」をテーマに実施するなど様々なテーマで研修を実施した。
⑷事業所における人権意識の高揚に資するため、市内の企業内における人権・同和問題の自主的・継続的学習の促進と人権・同和教育の推進を図っている企業人権・同和教育合同研究会の事務局業務を委託するとともに、各種研修会・講演会を開催することにより、企業内における人権啓発活動の促進を図った。
⑸障害者の生きがいの醸成と社会参加を促進するとともに、共生社会の実現に向けて公民館において障害者と健常者が教養・生活文化・レクリエーション等で交流する講座等を開催した。（受講者数 H30:11,185人）

取組・方向性②（Ｐｌａｎ）	交流･体験などを通じて仲間づくりや福祉活動への参加を促進するなど、参加者自身の知識や能力を活用して行う地域貢献が自己実現にもつながることを実感し、主体的に参加する意欲を高める取組を進める。
関連主要事業	⑴みんなの尼崎大学事業　⑵生涯学習推進事業　⑶尼崎学びのサポート事業　⑷人権啓発リーダー育成事業

⑴開学3年を迎えたみんなの尼崎大学を振り返るアンケートでは、尼崎大学に関わった人は地域活動を行う意欲が高まったとの結果を得たとともに、今後の活動の在り方等について議論を深めた。また、市民だけでなく、庁内向けの「みんなの相談室」など活動の幅を広げたことで、道路維持や人権・平和をテーマにした共催事業が生まれた。
⑶生涯学習に関する情報発信として、生涯学習情報誌「あまナビ」を市内公共施設に加え、駅や店舗等の民間施設への設置、また、市内学校園にも配布したことで掲載情報に関する問い合わせが増加した。また、ブログ「まな×ビバ！」も活用し、様々な方法で情報発信を行うことで多様な層の市民に生涯学習の機会の提供や周知を図った。
⑷人権学習研修会等の学習を支援し、市民リーダーを育成するオピニオンリーダー研修では、正しい人権知識を学習する中で、次世代のリーダーの育成を図った。人権啓発推進リーダーは、小集団学習グループの助言者として参加し、身近なリーダーとして学習活動を行った。また、人権教育指導者を幼稚園等の保護者のグループに派遣し、グループの関心事から、人権問題を身近な問題として関連づけ啓発した。

取組・方向性	主な活動指標	方向	基準値 年度	基準値 数値	基準値 単位	実績値 H29	実績値 H30	実績値 R1	実績値 R2	実績値 R3
①	地域福祉活動の理解促進に向けた講座等数（延べ）	↑	H29	176	回	178	160	118	62	
	考え方　地域福祉活動専門員（生活支援コーディネータ兼務）が市民に対して行った講座等の開催数を増やす									
②	みんなのサマーセミナー延べ参加者数	↑	H29	5,300	人	5,300	6,000	6,300	開催中止	
	考え方　市民との協働事業である「みんなのサマーセミナー」の延べ参加者数を増やす									
③	地域学校協働本部の実施校数	↑	H28	7	校	18	30	36	41	
	考え方　市内の全小学校41校での設置を目指し、実施校数を増やす									
④	あまらぶジュニアコース申請団体数	↑	H28	2	件	3	7	7	10	
	考え方　高校生の地域活動への参加のきっかけになるよう、申請団体数を増やす									
⑤	みんなの尼崎大学学びの検索サイト「ささえあい分野」の登録講座数	↑	H29	19	件	19	24	20	13	
	考え方　平成29年度から実施したみんなの尼崎大学学びの検索サイトにおいて、「ささえあい分野」の登録講座を増やす									
	考え方									

展開方向１　福祉学習の推進

実績値					説明等	施策評価の目標値(R4)
H29	H30	R1	R2	R3		
―	―	―	46.7		市民のﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ活動等に興味を持つ意識の醸成を評価するためｱﾝｹｰﾄ調査でﾎﾞﾗﾝﾃｨｱなどの地域の支え合い活動に対して「興味・関心はない」「不明」以外の項目を回答した割合を増やす。	―
351	137	218	24		みんなの尼崎大学と連携して、福祉に関して体系的に学ぶことのできる福祉コースを設置し、その受講者を増やすことに取り組む。	720

取組・方向性③（Ｐｌａｎ）	学校教育を地域が支える取り組みを進めることで、子どもや学生が地域と関わり、地域に対する愛着や誇りが育まれるよう取り組む。
関連主要事業	⑴学社連携推進事業　⑵トライやる・ウィーク推進事業　⑶支え合いの人づくり支援事業

⑴コロナ禍において活動が制限される中、学校の消毒作業、読み聞かせDVDの提供など、学校とコーディネーターが話し合い、思いを共有しながら活動が進められた。また、PRにおいては、模範となる事例を学校に周知するほか、保護者向けリーフレットを作成しコミュニティ・スクール及び全市立小学校で行われている地域学校協働活動を紹介するとともに、市民には市ホームページ、情報誌等で幅広く周知した。コミュニティ・スクールについてはモデル校5校で実施し、各校においてバラエティに富んだ地域との新たな連携や学校の特色づくりにつなげることができた。（活動指標③）
⑵例年は、地域の事業所等を活動場所として、生徒が班単位でさまざまな体験活動（農林水産体験活動、職場体験活動、文化・芸術創作体験活動、ボランティア・福祉体験活動、等）を行っているが、令和２年度においては、新型コロナウイルス感染症への対応として、事業所での体験は中止し、各学校が工夫してできる体験活動を１日のみ行った。
⑶「支え合いの人づくり支援事業」を活用して合計10校15グループ368人の高校生・大学生が市民活動団体と協働し地域貢献活動に取り組んだ。（R1：9校15グループ344人、R2：10校15グループ368人）

取組・方向性④（Ｐｌａｎ）	地域社会への関心を高めるとともに、課題解決に向けた知識や技術を学び、次の担い手となるよう、若い世代が地域課題の解決に体験的に取り組むことを推進する。
関連主要事業	⑴社会福祉関係団体補助金　⑵あまがさきチャレンジまちづくり事業　⑶支え合いの人づくり支援事業　⑷自発的活動支援事業　⑸救急活動事業

⑴市社協が各支部に設置したささえあい地域活動センター「むすぶ」では、地域住民や支援機関からの買い物等の困りごと相談に登録者をマッチングする取組を進めた。一方で、コロナ禍でボランティア登録の呼びかけ機会が減少し、新規登録者数は減少する結果となった。(「むすぶ」新規登録者数 R1:80人 R2:59人、マッチング数 R2:60人)
⑵地域住民が自ら地域課題の解決に取り組むなど、主体的な地域コミュニティ形成を促進するため、地域で活動を行う団体等が実施する事業に対して支援を行った。あまらぶチャレンジ事業補助の申請団体数は3団体減少、ジュニアコースは3団体増加した。地域コミュニティ活動支援事業補助の申請団体は新型コロナウィルス感染症の影響等により7団体減少した。（活動指標④）
⑶コロナ禍で活動を躊躇していた大学等に対し、ICTを活用した活動例の紹介や、市社協や地域振興センターと連携し、コロナ禍でも活動する市民活動団体の情報提供を行い、子ども食堂での活動の継続や新たな子育て支援などの学生主体の地域貢献活動が行われた。
⑷令和2年度は、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、事業の実施を見合わせたが、令和元年度の各補助団体の活動内容については、事業啓発の一環として、市ホームページで公表した。

取組・方向性⑤（Ｐｌａｎ）	みんなの尼崎大学の取り組みを活用し、福祉課題の解決に向けた意識を醸成するための体系的な学びの場を作る。
関連主要事業	⑴支え合いの人づくり支援事業　⑵みんなの尼崎大学事業

⑴福祉学習の周知に向け、みんなの尼崎大学学びの検索サイト等を活用するほか、地域振興センター、市社協と連携し活動の未実施地区を対象としたポスティングや福祉関係事業所への呼びかけ等の情報発信に努めたものの、コロナ禍での講座の延期等で受講者数の減となった。（みんなの尼崎大学ささえあい分野等・登録講座数R1:12講座　R2：11講座）
⑵コロナ禍においても学びの機会や人とのつながりの場を絶やさないよう、人権や依存症をテーマとするオンラインゼミの開催や、「初めてのZOOM講座」、「YouTubeチャンネル開設」などを進めた。

計画の評価（Ｃｈｅｃｋ）	①②⑤コロナ禍で受講人数の制限など開催方法に制約があるため、地域ごとに少人数での開催やICTを活用した学びの場づくりなどの開催方法の検討が必要となる。 ③④学生等の様々な活動への主体的な参画を促進するためには、連携先となる様々な地域福祉課題に取り組む市民活動団体等や活動場所の最新の情報提供が必要となる。
今後の取り組み（Ａｃｔ）	①②⑤学生等が地域活動に参加しやすい環境づくりに向けて、引き続き、地域振興センターや市社協と連携し、身近な地域課題を共有するためのICTの活用等も含めた学びの場づくりを行う。 ③④学生等が地域活動に参加しやすい環境づくりに向けて、引き続き、地域振興センターや市社協と連携し、協働先となる市民活動団体の紹介等を行うとともに、様々な地域資源情報を公開し、検索できる地域情報共有サイトの運用を通じて、市民の主体的な活動を支援する。
委員の意見	

基本目標１　支え合いを育む人づくり

	評価指標	基準値		方向性
1	ボランティア活動など地域の支え合い活動に参加する市民の割合	12.1	%	↑
2	あまがさきチャレンジまちづくり事業補助への申請団体数	51	団体	↑

主要事業の取組内容と実績等（Ｄｏ）

取組・方向性①（Ｐｌａｎ）	若い世代に地域の活動を幅広く知ってもらうために、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）などインターネットの活用等による情報発信に取り組む。
関連主要事業	⑴市民活動情報発信事業、⑵市のHP、SNS(LINE、Facebook、Twitter）などでの情報発信、⑶情報発信推進事業、⑷地域福祉推進事業

⑴「みんなの尼崎大学授業検索ページ」は、市民活動ポータルサイト「市民活動の広場あまがさき」と統合し、市民の情報収集の利便性向上につなげたが、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大による地域イベント等の中止により、イベント掲載数は減少した。
⑵福祉学習の周知に向け、みんなの尼崎大学学びの検索サイト等を活用するほか、地域振興センター、市社協と連携し活動の未実施地区を対象としたポスティングや福祉関係事業所への呼びかけ等の情報発信に努めたものの、コロナ禍での講座の延期等で受講者数の減となった。（みんなの尼崎大学ささえあい分野等・登録講座数　R1:12講座　R2：11講座）
⑶PRやコミュニケーション分野で高い専門知識や実践経験を持つ事業者から全庁横断的な情報発信に係るアドバイス等の支援を受けているため、週2回広報アドバイザーが庁内に常駐し、各所属の情報発信に係る相談に対応した（延べ相談件数105件）ほか、コロナ禍において需要が高まった動画配信について撮影・編集の研修を実施した。
⑷市民の福祉への関心を高める取組等を検討するために、地域福祉推進協議会に関係部局や社会福祉法人尼崎市社会福祉協議会で構成する地域福祉活動推進方策検討チームを設置し、様々な団体が実施する福祉に関する各種講座等の効果的な情報発信の仕組みづくりの検討を始めた。

取組・方向性②（Ｐｌａｎ）	高校生などの若い世代を対象にボランティア講座等を開催し、その参加者がボランティア講座の企画、運営に参加するなど成果があらわれている。この企画等を行う市社会福祉協議会のボランティアセンターを支援する。
関連主要事業	⑴社会福祉関係団体補助金

⑴市社協では、感染症対策として地域の活動団体のリーダー等に限定し、地域活動推進のための小規模での研修会等を開催した。（市社協主催講座等開催数、参加者数、R1：118回/2,952人、R2：62回/1,244人（延べ参加人数））【(再掲)展開方向1-1 取組・方向性①】

取組・方向性	主な活動指標	方向	基準値 年度	基準値 数値	基準値 単位	実績値 H29	実績値 H30	実績値 R1	実績値 R2	実績値 R3
①	市民活動ポータルサイト平均月間アクセス数	↑	H28	2,103	件	2,866	2,685	2,420	744	
	考え方：市民活動ポータルサイトの年間アクセス数の月平均件数を増やす									
②	市社協ボランティアセンター講座開催数	↑	H28	49	回	44	31	34	32	
	考え方：市社協ボランティアセンターが開催した講座回数を増やす									
③	（評価指標2を参照）									
	考え方：									
④	生活支援サポーター養成研修修了者数	↑	H29	315	人	315	510	603	635	
	考え方：高齢者を支える担い手の裾野の拡大に向けて生活支援サポーター養成研修の修了者数を増やす									
	考え方：									
	考え方：									
	考え方：									

展開方向２　地域福祉活動の担い手の発掘・育成・支援

実績値					説明等	施策評価の目標値(R4)
H29	H30	R1	R2	R3		
－	－	－	7.7		地域福祉活動の担い手が増えているかどうかを評価するため、アンケート調査において、市民がボランティア活動など地域の支え合い活動へ「参加している」と回答した割合を増やす。	―
53	49	57	46		地域活動に取り組もうとする団体が増えているかどうかを評価するために、あまがさきチャレンジまちづくり事業補助への申請団体数を増やす。	55

取組・方向性③（Ｐｌａｎ）	市民が自ら考え、力を合わせて取り組む公益的な事業を支援する「あまがさきチャレンジまちづくり事業」等において、福祉課題の解決に向けた取り組みを支援する。
関連主要事業	⑴あまがさきチャレンジまちづくり事業　⑵地域福祉推進事業　⑶支え合いの人づくり支援事業

⑴地域の課題解決に取り組む活動を行う団体、グループが実施する事業に対し補助する「あまがさきチャレンジまちづくり事業」は、地域コミュニティ活動支援事業補助の申請団体数は、新型コロナウィルス感染症の影響等により7団体減少した。
⑵⑶コロナ禍で活動を躊躇していた大学等に対し、ICTを活用した活動例の紹介や、市社協や地域振興センターと連携し、コロナ禍でも活動する市民活動団体の情報提供を行ったことで、引き続き「支え合いを育む人づくり支援事業」を活用し、10校15グループ368人の高校生、大学生が市民活動団体等と協働して、子ども食堂での活動の継続や新たな子育て支援などの学生主体の地域貢献活動が行われたまた、学生等の活動のきっかけや新たな担い手の確保に向け、みんなの尼崎大学のポータルサイトやFMあまがさき等で、学生等と市民活動団体が連携した取組の情報発信を行った。

取組・方向性④（Ｐｌａｎ）	平成29年度から介護保険制度の総合事業において、新たな担い手の拡大に向けた「生活支援サポーター」の養成に取り組むとともに、「生活支援サポーター」をはじめ、地域福祉活動を希望する人の能力、希望に応じてマッチングを行う仕組みの充実を検討する。
関連主要事業	⑴生活支援サポーター養成事業、⑵社会福祉関係団体補助金

⑴⑵市社協が各支部に設置したささえあい地域活動センター「むすぶ」では、ボランティア講座の受講者や尼崎市生活支援サポーター養成講座の修了者（活動指標④）等の中で、地域福祉活動を希望する人を登録し、希望する地域福祉活動のマッチングを進めた。一方で、コロナ禍でボランティア登録の呼びかけ機会が減少し、新規登録者数は減少する結果となった。(「むすぶ」新規登録者数 R1:80人 R2:59人、マッチング数 R2:60人)

計画の評価（Ｃｈｅｃｋ）	①②多くの市民の福祉への興味・関心を醸成し、身近な地域福祉活動に参加する市民を増やすために、今後は、サイトへのアクセス数やイベント掲載件数を増やすため、情報発信の方法を工夫していく必要がある。 ③学生等の様々な活動への主体的な参画を促進するためには、連携先となる様々な地域福祉課題に取り組む市民活動団体等や活動場所等の最新の情報提供が必要となる。 ④支援を必要とする人が増えていくことが予想される中、地域福祉活動を維持・発展させるためには、地域福祉活動を希望する人の確保・育成とともに、「むすぶ」登録者への活動志向に応じたきめ細やかな地域福祉活動に係る情報提供が課題となっている。
今後の取り組み（Ａｃｔ）	①②地域の福祉課題に興味、関心をもち地域福祉活動に取り組む意識を醸成するために、地域福祉推進協議会において関係部局や各種団体、専門機関と連携し、地域の福祉ニーズに応じた様々な学びの場づくりや、効果的な情報発信について検討を進める。 ③学生等が地域活動に参加しやすい環境づくりに向けて、引き続き、地域振興センターや市社協と連携し、協働先となる市民活動団体の紹介等を行うとともに、様々な地域資源情報を公開し、検索できる地域情報共有サイトの運用を通じて、市民の主体的な活動を支援する。 ④活動の協力が得られやすい既存の活動団体での活動者や「むすぶ」登録者への勧奨等、効果的、効率的なマッチングの手法について、地域振興センター及び市社協と協議を行う。
委員の意見	【平成30年度(平成29年度実績)評価にかかる委員の意見】 取組・方向性① 市報やHP等を通じて提供しているイベント情報の一元化とともに、効果的な情報発信についての検討や取組が必要。

基本目標１　支え合いを育む人づくり

	評価指標		基準値		方向性
1	民生児童委員及び福祉事業者が普段の活動の中で相談、協力を求める先として「地域福祉活動専門員」を選択した割合	民生児童委員	15.8	%	↑
		福祉事業者	18.4	%	↑

主要事業の取組内容と実績等（Ｄｏ）		
	取組・方向性①（Ｐｌａｎ）	地域の活動をつなぐ中心的な役割を果たす市社会福祉協議会の地域福祉活動専門員に対しての支援を行う。
	関連主要事業	(1)地域福祉推進事業
	(1)市社協の地域福祉活動専門員(生活支援コーディネーター兼務)に対して、兵庫県社会福祉協議会が主催するCSW研修受講経費等を補助することで、住民ニーズの多様化・複雑化に対して様々なネットワークを活かした活動や支援を行うための専門性の向上に取り組んだ。(活動指標①)	
	取組・方向性②（Ｐｌａｎ）	各団体との連携に取り組むNPO法人等の取り組みに対しての支援について検討を行う。
	関連主要事業	(1)地域福祉推進事業
	(1)地域福祉推進協議会の地域福祉活動推進方策等検討チームでは、地域の自主防災会や当事者団体、福祉事業者等の多様な活動主体が参画し、協働するためのきっかけとなる「要配慮者」への理解を目的とした講座、研修会の6地区での実施に向け、協議を行った。	

取組・方向性	活動指標	方向	基準値 年度	基準値 数値	基準値 単位	実績値 H29	実績値 H30	実績値 R1	実績値 R2	実績値 R3
①	地域福祉活動専門員等の研修参加回数	→	H29	282	回	282	200	163	230	
	考え方　地域福祉活動専門員（生活支援コーディネーターを兼務）の専門性の向上のため、研修への参加を持続し専門性を確保する。									
②	（活動指標なし）									
	考え方									
③	自治のまちづくり条例に係る職員研修の受講者数	→	H29	453	人	453	504	383	274	
	考え方　自治まちづくりに必要な職員の役割について、理解を深めるため、継続的に職員研修を実施する。									
④	（活動指標なし）									
	考え方									
	考え方									
	考え方									
	考え方									

展開方向３　地域福祉活動を支援する人材の育成

実績値					説明等	施策評価の目標値(R4)
H29	H30	R1	R2	R3		
－	－	－	23.6		地域福祉活動専門員が、民生児童委員や福祉事業者との連携状況を把握するために、アンケート調査において、民生児童委員及び福祉事業者が、普段の相談、協力を求める先として「地域福祉活動専門員」と回答する割合を増やす。	－
－	－	－	12.8			

取組・方向性③（Ｐｌａｎ）	窓口で地域課題に接する市職員一人ひとりが、市民が行う活動を支援するために多様な主体をつなぐことを意識するよう地域福祉に関する研修を実施する。
関連主要事業	⑴地域とともにある職員研修事業　⑵地域福祉推進事業

⑴地域担当職員の相互学習の場となる地域担当主事会を準備会を含めて23回実施する中で、職員が手ごたえを感じた事例や悩みながら取り組んでいる事例を学び合うとともに、その経験を引き継ぎ、積み上げていけるよう事例集としての取りまとめを始めた。また、ファシリテーションスキルを学ぶ研修を8回実施し、受講者は地域の方との交流の場での進行で活かすことができたほか、合意形成や板書などの会議運営でも役立てることができている。その他、コミュニティソーシャルワーカーを講師に、人権を意識しながら課題の発見・共有を進める手法についても研修を行い、これらの研修への参加は延べ325人となった。
⑵南北保健福祉センター、子どもの育ち支援センター（いくしあ）、地域振興センター職員向けに、地域の支援関係者に対する理解を促進するため、民生児童委員の役割や活動等の研修動画の作成や国の保護司活動紹介動画、民生児童委員活動紹介の機関紙送付による周知を行った。また、新任民生児童委員等に関係機関や各種制度に関する研修を実施した。

取組・方向性④（Ｐｌａｎ）	多様な福祉専門職が、地域住民と協働するための取り組みについて検討を進める。
関連主要事業	⑴地域福祉推進事業　⑵生活支援サービス体制整備事業　⑶地域社会の子育て機能向上支援事業

⑴⑵高齢者の生活支援等について住民主体で話し合う介護保険制度の「協議体」を基盤とし、６地区に設置した地域福祉ネットワーク会議では、市社協の地域福祉活動専門員（生活支援コーディネーター兼務）と地域包括支援センターを中心として、コロナ禍での地域活動の実施に向けた各団体独自で取り組む感染症対策の紹介パンフレット等の作成のほか、ゴミ屋敷等の事例の協議が行われた。
⑶ヤングケアラーへの支援に繋げるため、教員に対し研修会を実施したほか（計12名参加）、事例検討会により、児童理解を深めるとともに支援者間ネットワークの強化を図った。（計25名参加）また、今後の支援策の検討資料とするため、居宅介護支援事業所及び相談支援事業所等に、ヤングケアラーに関する実態調査を行った。（247事業所、計679名）

計画の評価（ＣｈｅｃＫ）	①社会経済情勢の変化により、多様化・複雑化する課題の解決に向けて、引き続き、地域福祉活動専門員（生活支援コーディネーター兼務）の個別支援や地域づくりに向けた専門性の向上が必要となる。 ③コロナ禍で課題を抱え、潜在化する市民の早期把握のために、これまで以上に地域の支援関係者と専門機関が連携し取り組む意識を高める必要がある。 ④6地区の地域福祉ネットワーク会議では、高齢者支援や担い手づくりの課題など、様々な福祉課題が話し合われている。こうした福祉課題の解決には、様々な社会資源の把握や共有が課題となっている。
今後の取り組み（Ａｃｔ）	①地域福祉活動専門員の研修経費の補助や人事交流などの支援を通じて、個別支援や地域づくりに向けた専門性の向上を図る。 ③引き続き、南北保健福祉センター、子どもの育ち支援センター（いくしあ）、地域振興センター職員向けに、地域の支援関係者に対する理解を促進するための研修を実施する。 ④「あましぇあ」を活用して地域振興センターや市社協が把握する様々な地域情報を共有することで、様々な団体が参画する仕組みづくりについて検討を行う。
委員の意見	

基本目標２　多様な主体の参画と協働による地域づくり

	評価指標	基準値		方向性
1	地域福祉ネットワーク会議の設置数	―		↑

主要事業の取組内容と実績等（Ｄｏ）	取組・方向性①（Ｐｌａｎ）	地域を支える重層的なネットワーク構築に向けて、市社会福祉協議会の体制の強化に向けた支援を行うとともに、市と市社会福祉協議会が連携して取り組む。
	関連主要事業	⑴地域福祉推進事業　⑵生活支援サービス体制整備事業　⑶特色ある地域活動推進事業
	⑴⑵6地区の地域福祉ネットワーク会議では、コロナ禍での地域活動の実施に向けた各団体独自で取り組む感染症対策の紹介パンフレット等の作成のほか、ゴミ屋敷等の事例の協議が行われた。（地域福祉ネットワーク会議参画団体数：中央7、小田25、大庄8、立花8、武庫12、園田39） ⑶新型コロナウイルスの感染拡大の中においても、地域担当職員は地域の活動情報の聞き取りを行うとともに、可能な限り地域の事業や会合の場に参加し、地域との関係づくりを進め、その中で知り得た地域の現状や課題から、各地域課内で企画立案を行い、学びと交流の場づくりや地域活動の情報発信を行うほか、多様な主体と連携しながら課題解決などの取組に努めた。	
	取組・方向性②（Ｐｌａｎ）	引き続き、身近な生活圏域で、地域住民が「子育て」「高齢者等の見守り」などのテーマを自主的、継続的に話し合う場の構築を支援する。
	関連主要事業	⑴地域福祉推進事業　⑵地域社会の子育て機能向上支援事業　⑶特色ある地域活動推進事業
	⑴社会福祉連絡協議会圏域に限定しない見守りの実施に向けて、各地域振興センター、市社協と協議を行った。立花地区では試行的に見守り未実施エリア約1,500世帯に活動希望者を募るきっかけとなる要配慮者への理解を深める防災×福祉講座を開催した。受講者からは「地域活動へ発展させ実践したい」といった声があったほか、ボランティア登録にもつながった。 ⑵子育てコミュニティワーカーが、いくしあや関係機関等と連携し、個別ケース支援を行ったり、子ども・子育て支援活動グループリーダーとのヒアリング等を実施した。（目標指標A・D）また、ヤングケアラーへの支援に繋がる取組として、児童生徒と接する機会の多い教員に対し研修会を実施したほか（計12名参加）、事例検討会の実施により、児童理解を深めるとともに、支援者間ネットワークの強化を図るなどした。（計25名参加） ⑶コロナ禍の影響により実施方法(3密の防止など)に制約が生じた潮江子育て学級への支援により、地域課題の解決に自ら取り組む団体の活動の継続に寄与するとともに、地域振興センターとして地域への支援方法のノウハウを吸収することができた。また、地域活動について話し合えるプラットホーム「立花かいわい会」では、コロナ禍で活動発表の場を探している団体と、制服フリマが中止となって困っている地域の方がいるという2つの相談を発端として、活動成果の発表の場と地域のお困りごと解決につながるイベント「お下がり市」の開催に至るといった地域の課題解決に向けた活動も生まれた。	

取組・方向性	活動指標	方向	基準値 年度	基準値 数値	基準値 単位	実績値 H29	実績値 H30	実績値 R1	実績値 R2	実績値 R3
①	地域福祉活動専門員が参加した会議数	→	H29	863	回	863	771	606	605	
	考え方：地域福祉活動専門員（生活支援コーディネーター兼務）が参加した地域の会議数を増やす									
②	高齢者等見守り及び高齢者ふれあいｻﾛﾝ実施数	↑	H28	111	団体	139	150	155	160	
	考え方：高齢者等見守り安心事業の実施地区数及び高齢者ふれあいサロンの実施箇所数の合計を増やす									
③	地域学校協働本部の実施校数	↑	H28	7	校	18	30	36	41	
	考え方：市内の全小学校41校での設置を目指し、実施校数を増やす									
④	地域福祉ネットワーク会議の参画団体数	↑	H29	49	団体	49	89	79	99	
	考え方：地域福祉ネットワーク会議の参画団体数を増やす									
⑤	指標なし									
	考え方：									
	考え方：									
	考え方：									

展開方向１　地域を支えるネットワークづくり

実績値					説明等	施策評価の目標値(R4)
H29	H30	R1	R2	R3		
6	6	6	6		地域のネットワークの構築に向けて6地区での地域福祉ネットワーク会議の設置に向けて取り組む。	―

取組・方向性③（Ｐｌａｎ）	地域の人々の学びやスキルを発揮して学校を支援する活動が進むことで、そうした活動に参加している地域住民、団体のつながりづくりを進める。
関連主要事業	⑴学社連携推進事業

⑴コロナ禍において活動が制限される中、学校の消毒作業、読み聞かせDVDの提供など、学校とコーディネーターが話し合い、思いを共有しながら活動が進められた。また、PRにおいては、模範となる事例を学校に周知するほか、保護者向けリーフレットを作成しコミュニティ・スクール及び全市立小学校で行われている地域学校協働活動を紹介するとともに、市民には市ホームページ、情報誌等で幅広く周知した。コミュニティ・スクールについてはモデル校5校で実施し、各校においてバラエティに富んだ地域との新たな連携や学校の特色づくりにつなげることができた。【(再掲)展開方向1-1 取組・方向性③】

取組・方向性④（Ｐｌａｎ）	地域住民と各専門機関、事業所などがともに課題を共有し、解決に向けて協議する場として、介護保険制度における協議体を基盤とした地域福祉ネットワーク会議の設置に向けて取り組む。
関連主要事業	⑴地域福祉推進事業　⑵生活支援サービス体制整備事業

⑴⑵6地区の地域福祉ネットワーク会議では、コロナ禍での地域活動の実施に向けた各団体独自で取り組む感染症対策の紹介パンフレット等の作成のほか、ゴミ屋敷等の事例の協議が行われた。（地域福祉ネットワーク会議参画団体数：中央7、小田25、大庄8、立花8、武庫12、園田39）

取組・方向性⑤（Ｐｌａｎ）	地域福祉ネットワーク会議で話し合われた課題を全市的に共有し、課題に対応した新たな施策等を協議する場として地域福祉推進協議会を設置する。
関連主要事業	⑴生活困窮者自立相談支援事業　⑵地域福祉推進事業

⑴⑵地域福祉推進協議会において、地域福祉ネットワーク会議で課題提起された「地域活動の場所の確保」をテーマに、会場確保における課題や活用可能な場所の協議を行うとともに、高齢者が活用できる会館等の情報が掲載された「尼崎市シニア元気UPパンフレット」の周知を行った。

計画の評価（Ｃｈｅｃｋ）	①④6地区の地域福祉ネットワーク会議では、会議参加者が拡大することで各団体選出メンバーの交代により継続協議が困難といった課題があることに加え、コロナ禍においては、会場の利用人数の制限や福祉事業者等の支援関係者の参画が困難といった課題もあり、会議の開催手法等の検討が必要となる。 ②③より多くの地域住民や支援関係者の参画を得るためのPRや周知を進める必要がある。
今後の取り組み（Ａｃｔ）	①②④地域振興センター及び市社協とコロナ禍でも多様な団体が参画できる会議開催方法や安全に地域活動を行う方策について検討を行い、その周知を行うとともに、地域情報共有サイトを活用し、様々な地域課題解決や地域福祉活動を推進するための方策について検討を行う。 ③中学校における地域学校協働活動の実施及びコミュニティ・スクールの導入に向けた方法を検討するとともに、コミュニティ・スクールのモデル校の取組を検証し、市立学校への導入計画を策定する。また、学社連携に係る学校からの情報発信を推進する。
委員の意見	

基本目標２　多様な主体と協働による地域づくり

	評価指標	基準値		方向性
1	担当区域で地域福祉活動が行われていると答えた民生児童委員の割合	68.0	%	↑
2	高齢者等見守り安心事業及び高齢者ふれあいサロンの実施数	－		↑
3	食や学習支援などを通して子どもに寄り添う地域の居場所の数	5	カ所	↑
4	孤立感を感じている市民の割合	35.9	%	↓

主要事業の取組内容と実績等（Ｄｏ）		
	取組・方向性①（Ｐｌａｎ）	訪問型の高齢者等の見守り活動とともに、通い型の住民同士の顔の見える関係づくり（仲間づくり）や閉じこもり予防、介護予防や地域での見守り、支え合いを目的とした、誰もが気軽に立ち寄る交流スペースとなる高齢者ふれあいサロンなど、地域の特性に合わせた多様な高齢者等の見守り支え合いを進める。
	関連主要事業	⑴高齢者等見守り安心事業　⑵高齢者ふれあいサロン運営費補助金　⑶いきいき百歳体操等推進事業　⑷緊急通報システム普及促進等事業　⑸認知症対策推進事業
	⑴市社協と連携し、「高齢者等見守り安心事業」重点地区11カ所に働きかけを行い、新たに1地区が立ち上がり計46地区で見守り活動が行われた。また、コロナ禍で停滞する活動再開に向けて、「新しい生活様式」を踏まえた見守りのポイントをまとめたチラシを作成・配付した。(活動指標①) ⑵引き続き、週1回以上のサロンの開催等を要件として自主的・定期的に地域で活動するグループやＮＰＯ等が福祉会館等において地域の高齢者等に対して実施する交流活動や介護予防に資する活動等に対して補助を行った。コロナ禍において、2割程度が廃止または長期休止で、114か所・登録者2,660人（令和元年度110か所・登録者2,869人)となったが、感染予防対策を徹底して再開することで、高齢者の貴重な交流の場となった。(活動指標①) ⑶身近な地域で気軽に参加できる、住民主体で取り組む介護予防事業「いきいき百歳体操」等の実施グループ（151グループ）へは、緊急事態宣言に伴い、年度当初は活動休止を要請していたが、6月下旬から感染予防対策を講じ徐々に活動を再開した。コロナ禍において、未だ20グループ程度が再開に至っていないが、5グループが新規で立ち上がったこと等により、全体の登録者数は増加した。 ⑷高齢者単身世帯や身体障害者手帳１級又は２級を所持する障害者単身世帯等の急病や事故等の緊急時に、ボタンを押せば相談センターにつながる発信機及びペンダントを貸与することで、高齢者等の在宅生活の安全確保と不安解消に寄与した。また、利用要件（近隣協力員の確保、固定電話回線利用など）の緩和等により、利用促進につながるよう事業構築を行った。 ⑸令和2年10月から認知症高齢者等個人賠償責任保険を導入し、565人が加入した。当該保険の加入要件となる認知症みんなで支えるSOSネットワーク登録者についても647人が加入（前年度比93人増）し、併せて周知が図られた。	

取組・方向性	主な活動指標	方向	基準値 年度	基準値 数値	基準値 単位	実績値 H29	実績値 H30	実績値 R1	実績値 R2	実績値 R3
①	要援護高齢者等見守り活動地域	↑	H28	42	地区	42	43	45	46	
	考え方　高齢者等見守り安心事業の実施地区数を増やす									
①	高齢者ふれあいサロン実施数	↑	H28	69	団体	97	107	110	114	
	考え方　高齢者ふれあいサロンの実施箇所数を増やす									
②	（評価指標3を参照）									
	考え方　食や学習支援などを通して、子どもに寄り添う地域の居場所の増加を増やす									
③	高齢者いきいき事業実施団体数	↑	H28	191	団体	182	187	190		
	考え方　助成を受けて活動している社会福祉連絡協議会及び単位福祉協会数を増やす									
	考え方									
	考え方									
	考え方									
	考え方									

展開方向２　地域での見守り・支え合いの充実

実績値 H29	実績値 H30	実績値 R1	実績値 R2	実績値 R3	説明等	施策評価の目標値(R4)
―	―	―	57.8		地域での見守り、支え合い活動が行われているかどうかを把握するために、アンケート調査において、地域における身近な相談支援窓口である民生児童委員が、自分の担当区域における地域福祉活動を把握していると回答した割合を増やす。	―
139	150	155	160		高齢者等見守り安心事業の実施地区数及び高齢者ふれあいサロンの実施箇所数を増やすことに取り組む。	300
34	41	45			食や学習支援などを通して、子どもに寄り添う地域の居場所づくりを支援することで、そうした居場所の数を増やすことに取り組む。	―
40.0	44.6	38.0	40.1		様々な地域での見守り、支え合い活動が行われることで、総合計画のアンケート調査において、地域の中で孤立していると感じている市民の割合を減らす。	32.1

取組・方向性②（Ｐｌａｎ）	子どもに寄り添いながら、地域のつながりの場にもなる食を通じた居場所・交流の場などの取り組みが一層広がるよう検討する。
取組・方向性③（Ｐｌａｎ）	地域の居場所が、世代を超えて、また課題を抱えた当事者も含めて交流できる居場所に発展するよう、取組みを進める。
関連主要事業	⑴地域福祉推進事業　⑵生活支援サービス体制整備事業　⑶地域社会の子育て機能向上支援事業　⑷子育てサークル育成事業　⑸あまがさきキッズサポーターズ支援事業　⑹地域高齢者福祉活動推進事業

⑴⑵教員とスクールソーシャルワーカーから、コロナ禍で小学校が休校になったことで、一人親世帯等の「心配な家庭」の子どもの相談を受けた地域福祉活動専門員が、子ども食堂関係者や地域ボランティアに働きかけたことにより、弁当等を提供する「子ども食堂出張プロジェクト」が新たに立ち上がった。(活動指標②)
⑶これまでに引き続き、子育てコミュニティワーカーが地域に出向く中で子ども食堂などのグループ活動に対して助言・情報提供を行うとともに、地域の子どもと大人の交流の場を作りたいという市民が、具体的な活動につながるように支援を行った。
⑷子育てを楽しむ環境づくりを推進していくため、それぞれの地域で活動している子育てサークルに育成事業を委託し、自主的な子育てサークル活動を支援した。（登録サークル数　R1：22　R2:21、登録者数　R2:600人）また、こうしたサークルを中心として、子育てに関心のある地域住民やNPO法人等によるネットワークを構築するなど、子育てを支える地域での結びつきや支え合いを進めた。
⑸NPO法人等に委託して設置している、子育て中の親子（概ね４歳未満の児童及びその保護者）が気軽に集まって仲良く遊んだり、保護者同士の情報交換や交流を行うことのできる「つどいの広場」（R2：10か所）の延べ利用者数は、令和元年度は56,052人、令和２年度は34,143人で、新型コロナウイルスの影響で４～５月は利用を休止していたこともあり、前年度と比較し、全体的に利用者数は減少したが、継続的に利用している親子もおり、地域に密着し、相談できる場として子育て中の親子に定着している。
⑹社会福祉法人尼崎市社会福祉協議会が当該補助金を活用して、地域での自主的な高齢者福祉活動の実施を働きかけたことで、市内全域での単位福祉協会、社会福祉連絡協議会による一定の自主的な活動が維持されており、地域住民による地域福祉コミュニティの形成を促進することにつながった。(活動指標③)

計画の評価（Ｃｈｅｃｋ）	①コロナ禍で活動が停滞しないよう、引き続き、安心して活動できる取組の周知等の支援が必要である。 ②③見守り活動や子どもの居場所づくり等の地域福祉活動の推進に向けては、コロナ禍でこれまでの地域福祉活動の実施が困難となる中で、虐待等のコロナ禍でリスクが高まる課題に対応した、地域で安心して過ごせる居場所など、様々な地域福祉活動が必要となる。
今後の取り組み（Ａｃｔ）	①引き続き、地域振興センター及び市社協がそれぞれの強みを活かし、連携して訪問型の見守りや通い型の見守り等重層的な見守り活動を進めるとともに、活動未実施エリアでの活動立ち上げに向けた働きかけについて協議を進める。 また、見守り未実施地区の受講者を中心に、見守りについての学習会を小規模単位で実施し、新たな支援者の発掘と組織化に向けて取り組むとともに、その取組成果等について他地区でも共有を行う。加えて、見守り活動者の負担を軽減するため、要支援者システムを活用した問合せへの迅速な対応や、地域との情報共有について市社協と協議を進める。 ①～③地域振興センター及び市社協とコロナ禍でも多様な団体が参画できる会議開催方法や安全に地域活動を行う方策について検討を行い、その周知を行う。
委員の意見	

基本目標２　多様な主体の参画と協働による地域づくり

	評価指標	基準値		方向性
1	地域福祉活動等把握数（延べ）	658	件	↑
2	あまがさきチャレンジまちづくり事業補助への申請団体数	51	団体	↑
3	ソーシャルビジネスの支援数	－		↑

主要事業の取組内容と実績等（Ｄｏ）		
	取組・方向性①（Ｐｌａｎ）	ホームページ等を活用して、地域で行われている活動の情報提供を充実させる。
	関連主要事業	⑴市民活動情報発信事業　⑵市のHP、SNS(LINE、Facebook、Twitter）などでの情報発信　⑶情報発信推進事業
	(再掲)展開方向1-2 取組・方向性①（活動指標①）	
	取組・方向性②（Ｐｌａｎ）	活動への参加を希望する人を、その人の希望、知識、経験等に応じて、地域活動につなげる取組みを進める市社協各支部事務局ボランティアセンターの取り組みを支援する。
	関連主要事業	⑴地域福祉推進事業　⑵ファミリーサポートセンター運営事業
	⑴市社協が各支部に設置したささえあい地域活動センター「むすぶ」では、地域住民や支援機関からの買い物等の困りごと相談に登録者をマッチングする取組を進めた。一方で、コロナ禍でボランティア登録の呼びかけ機会が減少し、新規登録者数は減少する結果となった。(「むすぶ」新規登録者数 R1:80人 R2:59人、マッチング数 R2:60人)(活動指標②) ⑵ファミリーサポート運営事業では、子育て家庭の負担軽減を図るために、会員登録している「子育てを援助してほしい人」と「子育てを援助したい人」が会員となって、地域で互いに子育てを支え合う仕組みとして、登録者数は年々増加しており、地域で子どもを育む意識の醸成と主体的な環境づくりの取組を促進した。（登録者数H29：1,929人　H30：2,035人　R1：2,117人　R2：2,123人）	
	取組・方向性③（Ｐｌａｎ）	地域福祉活動の立ち上げ支援、有償ボランティアなど、様々な手法による地域福祉活動の推進に向けた検討を行う。
	関連主要事業	⑴地域福祉推進事業　⑵生活支援サービス体制整備事業　⑶自発的活動支援事業　⑷支え合いを育む人づくり支援事業
	⑴地域福祉活動専門員が、教員とスクールソーシャルワーカーから、コロナ禍で小学校が休校になったことで、一人親世帯等の「心配な家庭」の子どもの相談を受け、子ども食堂関係者や地域ボランティアに働きかけたことにより、弁当等を提供する「子ども食堂出張プロジェクト」が新たに立ち上がった。 ⑴⑵⑷コロナ禍で活動を躊躇する大学等に対し、ICTを活用した活動例の紹介や、市社協や地域振興センター等とともにコロナ禍で活動する市民活動団体の情報提供を行った。学生が関わることにより、子ども食堂で学習支援が行われるなど既存の地域福祉活動の充実が図られた。 ⑶令和2年度は、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、事業の実施を見合わせたが、令和元年度の各補助団体の活動内容については、事業啓発の一環として、市ホームページで公表し、周知を図った。	

取組・方向性	活動指標	方向	基準値 年度	基準値 数値	基準値 単位	実績値 H29	実績値 H30	実績値 R1	実績値 R2	実績値 R3
①	市民活動ポータルサイト平均月間アクセス数	↑	H28	2,103	件	2,866	2,715	2,185	744	
	考え方　市民活動ポータルサイトの年間アクセス数の月平均件数を増やす									
②	ささえあい地域活動センター「むすぶ」新規登録者数	↑	H29	177	人	177	81	80	59	
	考え方　市社協が各支部事務局に設置した『ささえあい地域活動センター「むすぶ」』の新規登録者数を増やす									
③	地域福祉活動専門員による地域福祉活動組織化及び活動支援数	↑	H29	267	回	267	215	179	256	
	考え方　市社協の地域福祉活動専門員による地域福祉活動の組織化や活動を支援した数を増やす									
④	提案型協働事業及び委託事業の応募団体数	↑	H28	41	団体	44	47	50	62	
	考え方　市民提案型制度の応募数を増やす									
⑤	ＷＬＢが「やや悪い」「悪い」の割合	↓	H29	12.3	%	12.3	13.5	12.8	12.6	
	考え方　自己申告においてＷＬＢが「やや悪い」「悪い」と回答する人の割合を減らす									
⑥	（評価指標３を参照）									
	考え方									

展開方向３　多様な手法による地域福祉活動の推進

実績値 H29	H30	R1	R2	R3	説明等	施策評価の目標値(R4)
786	887	947	1080		地域福祉活動の広がりを評価するために、地域福祉活動の実施団体数を増やす。	964
53	49	57	46		地域活動に取り組もうとする団体が増えているかどうかを評価するために、あまがさきチャレンジまちづくり事業補助への申請団体数を増やす。	55
16	14	13			ソーシャルビジネスの手法により、尼崎市が抱える課題、これから先に顕著化してくる課題の解決を目指す取り組みを支援するために、尼崎市ソーシャルビジネス支援メニューで支援した団体数を増やす。	―

取組・方向性④（Ｐｌａｎ）	先進的に取り組む活動事例をPRすることで、新たに地域福祉活動へ参画しようとする団体が取り組みやすい環境づくりを進める。
関連主要事業	⑴市のHP、SNS(LINE、Facebook、Twitter）などでの情報発信

⑴市のホームページにより、高齢者ふれあいサロン実施一覧やいきいき百歳体操活動グループ一覧を写真つきで掲載するほか、「子育てコミュニティワーカー日記」等により様々な地域の子ども子育て支援活動の発信等を行うことで、先進的に取り組む事例についてPRを行った。
⑴介護予防活動等、地域資源の見える化のため、サロンや百歳体操ほか、利用可能施設等を紹介する「尼崎市シニア元気UPパンフレット」を発行し、薬局やスーパー、金融機関等約150箇所に設置したシニア情報ステーションに配置した。

取組・方向性⑤（Ｐｌａｎ）	市職員も一人の地域住民としての役割を果たすため、職員有志によるボランティアグループへの参加や、ワークライフバランス研修の推進による地域活動への参加促進に取り組む。
関連主要事業	⑴ワークライフバランスにかかる職員研修

⑴男性の育児に関する情報発信を様々行い、男性職員育児休業取得者数が増加（市長事務部局　R1：6人→R2:17人）した一方で、男性版産休（出産補助休暇・男性職員の育児のための休暇）取得率は減少（市長事務部局　R1：72.1%→R2:65.7%）した。
⑴職務と社会・地域貢献活動の両立を後押しする「尼崎市職員パラレルキャリア応援制度」を創設した。

取組・方向性⑥（Ｐｌａｎ）	ソーシャルビジネスの担い手が数多く集まり、生まれ育っていく環境づくりを進めるための支援を検討する。
関連主要事業	⑴創業支援事業　⑵市民提案制度関係事業

⑴令和2年7月にアビーズに併設する形で、兵庫県が新たに「起業プラザひょうご尼崎」（9室中8室入居 R3.4現在）をオープンし、スモールオフィス機能は拡充された。また、兵庫県との連携が強化されたことにより、施設面だけではなく、ソフト面では、セミナーの共催や月1回以上の情報交換会等を行うことで、アビーズと一体で利用者等への支援に取り組むことができた。
⑴5回目を予定していたあまがさきビジネスプランコンテストは、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となったが、実行委員会である産業団体や金融機関との創業支援の情報交換の場において、今後の連携事業などを検討した。
⑶「尼崎市市民提案制度」の運用を開始し、12団体から14事業の提案を得た。うち、2事業が協働事業として採択されたほか、委託・補助以外の手法による協働の取組が3事業生まれた。アンケートでは、丁寧なコーディネートの下、納得感の高い協議を行えた旨の評価を得た。

計画の評価（Ｃｈｅｃｋ）	①④多くの市民の福祉への興味・関心を醸成し、身近な地域福祉活動に参加する市民を増やすために、関係部局や各種団体それぞれが実施している福祉に関する学びの場の効果的な情報発信が課題となる。(展開方向1-2再掲) ②③「むすぶ」登録者への活動志向に応じたきめ細やかな地域福祉活動にかかる情報提供や、学生等の様々な活動への主体的な参画を促進するためには、連携先となる様々な地域福祉課題に取り組む市民活動団体等や活動場所等の最新の情報提供が必要となる。 ⑥新型コロナウイルス感染症の影響により、創業予備軍への情報発信としてオンラインセミナー等を開催したが、セミナー参加だけに留まり、効果的な創業者の発掘につながっていない。
今後の取り組み（Ａｃｔ）	①④地域の福祉課題に興味、関心をもち地域福祉活動に取り組む意識を醸成するために、地域福祉推進協議会において関係部局や各種団体、専門機関と連携し、地域の福祉ニーズに応じた様々な学びの場づくりや、効果的な情報発信について検討を進める。(展開方向1-2再掲) ②③引き続き、新たな担い手づくりに向けて市社協の活動を補助することにより、活動の協力が得られやすい既存の活動団体での活動者や「むすぶ」登録者への勧奨等、効果的、効率的なマッチングの手法について、地域振興センター及び市社協と協議を行う。また、学生等が地域活動に参加しやすい環境づくりに向けて、引き続き、地域振興センターや市社協と連携し、協働先となる市民活動団体の紹介等を行うとともに、様々な地域資源情報を公開し、検索できる地域情報共有サイトの運用を通じて、市民の主体的な活動を支援する。 ⑥創業者の発掘については、引き続き効果的な発掘手法等を検討するとともに、兵庫県や関係団体等と連携し、アビーズ以外の場所でPRの機会を設け、支援内容や取組内容の周知に取り組む。
委員の意見	【平成30年度(平成29年度実績)評価にかかる委員の意見】 取組･方向性① 市報やHP等を通じて提供しているイベント情報の一元化とともに、効果的な情報発信についての検討や取組が必要。 取組･方向性③ 地域福祉活動を支えるものの一つとして、困難事例の際に、権利擁護や包括的･総合的な相談支援体制があるといったことをPRすることが必要。

基本目標２　多様な主体の参画と協働による地域づくり

評価指標		基準値		方向性
	地域において何らかの活動に「特に取り組んでいる」と答えた福祉事業者の割合	75.2	%	↑

主要事業の取組内容と実績等（Ｄｏ）

取組・方向性①（Ｐｌａｎ）	社会福祉法人に対して、地域公益活動の積極的な実施に向けた、啓発や情報提供などの働きかけを引き続き行う。
関連主要事業	⑴社会福祉法人指導監査等事業

⑴所管している社会福祉法人のうち地域公益活動を行っていない法人に対し、指導監査実施時等に取組状況についての聞き取りを行い、積極的な取り組みを促す等の働きかけを行ったことで、約96%の法人が、地域公益活動を行うようになった。

取組・方向性②（Ｐｌａｎ）	社会福祉法人、企業、NPO、ボランティア団体の取り組みが幅広く周知されるよう、市のホームページ等を活用して庁内外に発信する。
関連主要事業	⑴みんなの尼崎大学　⑵市民活動情報発信事業　⑶情報発信推進事業

⑴⑵コロナ禍で対面での取組が制限される中でも、まちの課題解決策を疑似体験するカードゲーム「ATTF2」の動画作成等で工夫を施し、啓発をした。「みんなの尼崎大学授業検索ページ」は、市民活動ポータルサイト「市民活動の広場あまがさき」と統合し、市民の情報収集の利便性向上につなげたが、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大による地域イベント等の中止により、イベント掲載数は減少した。
⑶全庁的な発信力の強化を図るため、令和元年8月から情報発信支援業務委託を開始し、PRやコミュニケーション分野で高い専門知識や実践経験を持つ広報アドバイザーが週2回庁内に常駐し、各所属が情報発信に係る相談に対応した（延べ相談件数105件）ほか、コロナ禍において需要が高まった動画配信について撮影・編集の研修を実施した。

取組・方向性	活動指標	方向	基準値 年度	基準値 数値	基準値 単位	実績値 H29	実績値 H30	実績値 R1	実績値 R2	実績値 R3
①	所轄法人における地域における公益的な取組の実施割合	↑	H28	78.4	%	94.1	95.8	97.9		
	考え方：市が所轄する51社福法人のうち、現況報告書における地域における公益的な取組を記載した団体の割合を増やす									
②	市民活動ポータルサイト平均月間アクセス数	↑	H28	2,103	件	2,866	2,715	2185	744	
	考え方：市民活動ポータルサイトの年間平均アクセス数の月平均件数を増やす									
③	地域福祉ネットワーク会議の参画団体数	↑	H29	49	団体	49	89	79	99	
	考え方：地域福祉ネットワーク会議の参画団体数を増やす									
④	福祉避難所指定施設数	↑	H28	20	施設	22	25	36	40	
	考え方：要配慮者のうち特に支援を要する人の受け入れを行う福祉避難所指定施設を増やす									
	考え方：									
	考え方：									

展開方向４　社会福祉法人、企業、NPO等による地域貢献の推進

実績値					説明等	施策評価の目標値(R4)
H29	H30	R1	R2	R3		
―	―	―	74.5		福祉事業者の地域貢献の推進を図るため、アンケート調査において、福祉事業者が、地域において何らかの活動に「特に取り組んでいない」「不明」以外を回答した割合を増やす。	―

取組・方向性③（Ｐｌａｎ）	社会福祉法人、企業、NPO等がそれぞれのつよみを活かし、協働して地域の課題に取り組むよう働きかけを行う。
取組・方向性④（Ｐｌａｎ）	社会福祉施設が、地域の交流の場として地域住民にスペースを提供することや、福祉避難所としての協力を行うなど、地域貢献に取り組むよう働きかける。
関連主要事業	⑴地域福祉推進事業　⑵生活支援サービス体制整備事業　⑶災害時要援護者支援事業　【新】⑷特定非営利活動促進事業

⑴⑶尼崎信用金庫と見守りや災害時支援に関する連携を図るための「地域福祉の推進に関する協定」を締結したほか、地域住民の避難支援に取り組む株式会社が運営する老人福祉施設2施設を福祉避難所に指定する協定を締結した。
⑴⑵6地区に設置された地域福祉ネットワーク会議では、コロナ禍での地域活動の実施に向けた各団体独自で取り組む感染症対策の紹介パンフレット等の作成のほか、ゴミ屋敷等の事例の協議が行われた。(活動指標③)
⑶事業所に働きかけたことで、本市初となる老人福祉施設2施設を福祉避難所に指定した。（R1:36施設、R2:40施設）
⑷NPO法人が行う特定非営利活動事業に共感し、応援するために市民や企業等から寄せられた寄付金の範囲内の額を、市がNPO法人に交付することにより、特定非営利活動を促進し、地域の課題解決や魅力向上の推進を図った。活用団体から「活動を新しく知ってもらうきっかけとなった」など肯定的な意見があるほか、寄付が集まったことで、新たな寄付者へのつなぎ、資金の確保に繋がった。

計画の評価（Ｃｈｅｃｋ）	①地域公益活動を未実施の法人が、少数ではあるが存在するため、引き続き、働きかけを行う必要がある。 ②今後は、サイトへのアクセス数やイベント掲載件数を増やすため、情報発信の方法を工夫していく必要がある。 ③④社会福祉法人、企業、NPO等の活動の把握とともに、様々な地域活動とのコーディネートの仕組みづくりが課題となっている。
今後の取り組み（Ａｃｔ）	①現時点で地域公益活動を行っていない法人は昨年度に新設された法人のみではあるものの、指導監査実施時等に他法人の取組状況等を踏まえた助言を行うことにより、地域公益活動の積極的な実施に向けた、啓発や情報提供などの働きかけを行う。 ②本サイトを効果的に運用するため、「みんなの尼崎大学授業検索ページ」との一元化により、市民の情報収集の利便性向上を図る。また、市ホームページやチラシのほか、市報の「市民活動の広場」等により市民活動ポータルサイトの周知を図っていく。 ③④市社協と連携し、地域資源情報を公開する地域情報共有サイト「あましぇあ」の情報の充実を図るとももに、その情報を活用し、活動を希望する人や事業者等の地域福祉活動への参画や新たな活動の立ち上げを支援する。
委員の意見	【平成30年度(平成29年度実績)評価にかかる委員の意見】 取組・方向性②　市報やHP等を通じて提供しているイベント情報の一元化とともに、効果的な情報発信についての検討や取組が必要。

基本目標３　誰もが安心できる暮らしを支える基盤づくり

	評価指標	基準値		方向性
1	困り事があった時に「相談できる人はいない」「相談しようと思わない」と答えた市民の割合	3.7	%	↓
2	自立相談支援窓口に相談した市民の割合	0.015	%	↑

主要事業の取組内容と実績等（Ｄｏ）

取組・方向性①（Ｐｌａｎ）	市政出前講座等やホームページなどを通じて行政等の各相談窓口について広く周知する。
関連主要事業	⑴市政出前講座等
⑴市政出前講座・各種研修会などを通じて尼崎市の施策や取組を、また、市ホームページなどを通じて尼崎市の施策や取組、各相談窓口について周知を図った。また、市の各窓口に転入、離婚、お悔やみ、妊娠・出産等に関連した手続きや相談先窓口をまとめたシートを設置し、市民からの相談の際に各窓口の周知を図った。（活動指標①）	
取組・方向性②（Ｐｌａｎ）	「しごと・くらしサポートセンター尼崎」の体制の充実と、地域、専門機関、行政の重層的なネットワークの強化に取り組むことで民生児童委員、市社会福祉協議会をはじめとした関係機関の活動を支援する。
取組・方向性③（Ｐｌａｎ）	民生児童委員、市社会福祉協議会、地域包括支援センター、障がい者の相談支援事業所、ハローワークなどの各相談窓口と連携し、地域における課題の早期把握・支援のネットワークの充実、強化に取り組む。
取組・方向性⑦（Ｐｌａｎ）	福祉の専門的な支援に加え、多重債務、消費者被害、虐待などに対応した法的支援など、様々な分野別の専門機関と連携するための取り組みを進める。
取組・方向性⑨（Ｐｌａｎ）	専門機関における支援終結後も、地域のつながりの中でその人らしく暮らしていけるよう、必要に応じて市社会福祉協議会支部事務局と連携して地域福祉活動など地域の支え合いにつなぐ。
関連主要事業	⑴生活困窮者自立相談支援事業　⑵地域福祉推進事業　⑶生活支援サービス体制整備事業　⑷地域包括支援センター運営事業　⑸在宅医療・介護連携推進事業　⑹障害者（児）相談支援事業　⑺心の教育相談事業　⑻民生児童協力委員関係事業費、民生児童委員関係事業　⑼ユース相談支援事業

⑴地域福祉推進協議会において、地域福祉ネットワーク会議で課題提起された「ひきこもり等の支援を拒否する事例の対応」をテーマに協議を行い、支援関係者が情報共有し、課題解決に取り組むための個別支援会議を活用した支援方法の共有を図った。（活動指標⑦⑨）
⑴南北保健福祉センターと子どもの育ち支援センター（いくしあ）との連携会議において、個別支援会議の円滑な実施に向けた課題の洗い出しや対象事例についての意見交換等を行うとともに、個別支援会議を4回実施し、支援方法の検討や情報共有を行った。
⑴コロナ禍による相談の激増で、複合的な課題を抱えた相談者への寄り添い型の支援までは十分に至らなかった。
⑵⑶地域福祉活動専門員が地域住民や地域振興センター等と連携を図り、ゴミ屋敷などの制度の狭間や複合的な課題を抱える世帯の支援に取り組むことで、早期発見・支援のための地域や専門機関との情報共有のネットワークが広がった。（活動指標③）
⑷包括センターの認知度は63.5%から61.3%と低下したが、コロナ禍において、年間約33,000件の総合相談に対応した。また、高齢者の介護予防等の意識啓発・行動変容を図る「介護予防・重度化防止ハンドブック」を多職種協働により作成した。
⑸医療・介護連携に関係する団体（17団体）で構成する「尼崎市医療・介護連携協議会」において、「身寄りのいない高齢者への支援」の質を高めるため、医療介護の専門職が支援する上での困りごとについて原則的な考え方とアドバイスをまとめた「身寄りのいない高齢者支援のための”知恵袋”」を活用し、多職種が連携を深めながら互いに学びあう勉強会を開催した。
⑹近年増加傾向にある支援を必要とする人への適切な対応・支援に向けて、毎月開催する連絡会で情報共有や事例検討、テーマ別研修を行うほか、いくしあと連携・調整を図った。
⑺スクールソーシャルワーカーが学校で活動することにより、学校現場に福祉の視点を導入して、関係機関との連携を図り、要支援の子どもの発見および環境改善に係る体制作りを行った。（活動校数　R2：46校、ケース数　R2：432件）
⑻今後、相談対応の増加が懸念される生活困窮や虐待事例に、民生児童委員が関係機関と連携し適切に対応できるよう、生活保護制度や児童虐待の研修、いくしあ職員との意見交換を実施した。（研修実施回数　R1：12回、R2：5回）

取組・方向性	主な活動指標	方向	基準値 年度	基準値 数値	基準値 単位	実績値 H29	実績値 H30	実績値 R1	実績値 R2	実績値 R3
①	市政出前講座開催回数	↑	H28	246	件	224	287	262	83	
	考え方：各課が実施した市政出前講座の開催回数を増やす									
②	（活動指標なし）									
	考え方：									
③	地域福祉活動専門員の相談支援件数	↑	H29	377	校	377	354	339	462	
	考え方：地域福祉活動専門員（生活支援コーディネーター兼務）の相談支援件数を増やす									
④	（活動指標なし）									
	考え方：									
⑤	生活困窮者等就労準備支援事業の登録者数	↑	H28	115	人	82	86	111	106	
	考え方：直ちに一般就労に就くことが難しい生活困窮者等を支援する生活困窮者等就労準備支援事業登録者数を増やす									
⑥	生活保護受給者世帯の子どもの高等学校等の進学率	↑	H28	96.9	%	93.5	93.7	97.1	93.2	
	考え方：「貧困の連鎖」を防止するため、生活保護受給世帯の子どもの高等学校等の進学率を増やす									
⑦	支援調整会議において検討したケース数	↑	H28	362	件	364	400	425	556	
	考え方：支援調整会議により支援策を検討・評価したケースを増やす									
⑧	（活動指標なし）									
	考え方：									
⑨	自立相談支援事業における支援終結数	↑	H28	160	件	272	235	260	770	
	考え方：「しごと・くらしサポートセンター尼崎」が支援し、終結した件数を増やす									

展開方向１　包括的・総合的な相談支援体制の充実

実績値					説明等	施策評価の目標値(R4)
H29	H30	R1	R2	R3		
―	―	―	4.0		市民が課題を抱えたときに相談しやすい体制が構築できているかを評価するため、アンケート調査において、市民が困りごとがあった時に、「相談できる人はいない」「相談しようとは思わない」と答えた市民の割合を減らす。	―
0.015	0.019	0.019	#####		早期把握に取り組む生活困窮者自立支援制度の自立支援窓口である「しごと･くらしサポートセンター尼崎」(平成27年4月開設)に相談に来所した市民の割合を増やす。	0.02

取組・方向性④（Ｐｌａｎ）	市の各福祉窓口に加え、税や保険料などの窓口を中心に、市民のSOSに気づき、支援につなげるための研修の充実を図り、市職員一人ひとりがワンストップ窓口であることを意識した早期把握、早期対応に取り組む。
関連主要事業	⑴生活困窮者自立相談支援事業　⑵地域福祉推進事業

⑵課題を抱えた市民の早期把握と支援を目的に、子どもの育ち支援センター（いくしあ）の職員と地域の支援者である民生児童委員が円滑に連携できるよう意見交換会を実施した。
⑵地域担当職員に対しWeb会議による地域福祉の研修を行うとともに、課題を抱え潜在化する市民の早期把握と支援に向け、南北保健福祉センター、子どもの育ち支援センター（いくしあ）、地域振興センター職員向けの民生児童委員の役割や活動等についての研修動画を作成し、周知を図った。

取組・方向性⑤（Ｐｌａｎ）	相談者の意欲・能力に応じ、ハローワークなどの関係機関と連携した早期の就労支援のほか、地域の様々な活動やボランティア・職業体験、支援付きの就労訓練などを通じて、自らの社会への帰属意識と自己有用感を高める、段階的な就労支援に取り組む。
関連主要事業	⑴生活困窮者等就労準備支援事業　⑵障害者就労支援事業　⑶尼崎市シルバー人材センター補助金

⑴日常生活や社会生活などに課題があり、直ちに一般就労に就くことが難しい生活保護受給者及び生活困窮者に対して一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を図るため、支援段階に応じて就労準備セミナー及びボランティア・職業体験を組み合わせて計画的に支援を行った。令和2年度の登録者106人と減少したが、求職活動への移行者は34人、そのうち何らかの就労に至った者が25人と増加した。（活動指標⑤）
⑵市の委託就労支援機関である「尼崎市障害者就労・生活支援センターみのり」を通じた令和2年度の就労者数は27人であった。
⑶高齢者の能力を活用することが出来る就業機会の増大及び福祉の増進を図るため、尼崎市シルバー人材センターに対して補助金を交付し、活動支援を行った。新型コロナウイルス感染症の影響により、会員数、契約件数、就業率は下降したものの、契約金額は微増した。

取組・方向性⑥（Ｐｌａｎ）	家庭環境や生活環境の影響により、学習や就労訓練の機会を十分得られずに、その結果、成長しても経済的困窮状態におちいるといった親から子への「貧困の連鎖」を防止するための取り組みを進める。
関連主要事業	⑴生活困窮者学習支援事業

⑴学業や進学の環境が十分に用意されない生活保護世帯等の子どもが成長し、再び生活保護世帯や経済的困窮状態に至ることを防止するため、学習支援教室を平成30年からは4か所へ拡充し、地域での子どもの居場所の確保・学習への動機付けを含めた学習支援を行うとともに、社会性や他者との関係性を育む支援を行った。また、学習支援を利用した子どもの高校進学後の中退防止にも取り組み、対象者の養育者に対し子どもの将来や進学に関心を持ってもらえるよう、養育に関する相談、アドバイスを行った。令和2年度の生活保護受給世帯の高等学校等進学率ついては前年度に比べて低下しているが、学習支援教室に通う中学3年生においては全員が高等学校等への進学を果たした。

取組・方向性⑧（Ｐｌａｎ）	設置予定の子どもの育ち支援センターでは、子どもや子育て家庭の身近な相談から専門的な相談まで幅広い範囲の総合相談や、様々な困難や課題を有する子どもに対し、子どもの成長段階に応じた切れ目のない支援を総合的かつ継続的に行うため、子どもの育成に関する支援の拠点として取り組みを進める。
関連主要事業	⑴子どもの育ち支援センター運営事業　⑵子ども・子育て総合相談事業　⑶発達相談支援事業

⑴⑵身近な子育て相談、性格や行動、言語発達の相談など約400件/月、問題解決に向けた助言、いくしあ内外の専門的な機関へつなぐなど適切に対応したほか、南北保健福祉センターと連携し、支援を行った。また、診察前に心理相談を実施するなど、対応方法の変更などにより、12月の来所者調査での満足またはやや満足の割合は91.9%であった。
⑶令和2年度は、臨床心理士・作業療法士・言語聴覚士による専門相談と診察で延べ818件実施した。そのうち専門相談が295件、診察は523件実施した。

計画の評価（Ｃｈｅｃｋ）	①～⑨課題を抱え地域で潜在化した市民の早期把握と支援につなげるためには、南北保健福祉センターをはじめとした専門機関、地域の支援関係者等が連携する仕組みづくりが課題となっている。 ⑤求職活動までに至らない登録者については、セミナーからボランティア体験、職業体験などのステップアップの過程と併せて、アンケートを活用した登録者の見える化を図っているが、より有効な支援につなげるため、評価項目の改善を検討する必要がある。 ⑥発達障害や知的障害の疑われる子どもや不登校児童等への支援のため関係機関との連携強化が必要である。 ②～⑨多様化、複雑化した地域の福祉課題に適切な対応を行うために、支援に係わる市職員、関係者の連携意識やスキル向上等が必要となる。
今後の取り組み（Ａｃｔ）	①～⑨複雑・複合化した課題を抱える市民の早期把握と支援に向けて、重層的支援体制の構築に向け、地域住民・支援機関のネットワークを支える体制づくりや支援に必要な情報共有の仕組みづくり等について検討を進める。 ⑤様々な理由により就労に向けた準備が整っていない生活困窮者等に対しては、一般就労に向けた基礎能力の形成のための支援を行う。また、組織的なケース検討による評価と支援方針に基づいた定期的な進捗確認が就労準備支援への移行にも有効であるため、引き続き取り組みを進める。 ⑥発達障害や知的障害等が疑われる子どもについては、学習支援教室を含め適切な支援機関や各種事業につなげられるよう、関係機関との情報共有・連携強化に努めるとともに、同教室への理解を深めるためケースワーカーを対象とした所内研修を実施する。 ②～⑨引き続き、南北保健福祉センター職員等の各支援関係者に対し地域や関係機関との連携に資する研修等を実施する。
委員の意見	［平成30年度(平成29年度実績)評価にかかる委員の意見］ 地域福祉ネットワーク会議と、既存の対象者別会議体の連携を図り、全体としての情報共有、相談体制を構築するとともに、地域のニーズを把握、協議できる仕組みが必要。

基本目標３　誰もが安心できる暮らしを支える基盤づくり

	評価指標	基準値		方向性
1	成年後見制度利用支援事業の利用者数	51	人	↑

主要事業の取組内容と実績等（Ｄｏ）	
取組・方向性①（Ｐｌａｎ）	虐待やＤＶ被害の防止・早期発見に向け広く市民に対して虐待についての広報・啓発や成年後見等支援センターの周知を図るとともに、各分野別の相談窓口とも連携を深め市民等から通報があった場合については関係機関をはじめ必要に応じて警察等とも連携し迅速な対応に努める。
取組・方向性②（Ｐｌａｎ）	２か所の保健福祉センターの保健福祉総合相談窓口と、成年後見等支援センターが密接に連携し権利擁護に取り組むために、一体的な設置を進める。
関連主要事業	⑴権利擁護推進事業　⑵成年後見制度利用支援事業（高齢者等、障害者等）⑶障害者虐待防止対策事業　⑷配偶者等暴力に関する支援事業
⑴成年後見に係る相談支援に努めている中で、例えば、親族による後見の申立てに関する支援の途中で、その親族と連絡が途絶えるなど、結果的に支援の長期化や終結に至らない相談が増加したものの、市長による後見の申立てを行うなど可能な限り当事者の権利擁護を図った。また、成年後見等支援センター運営委員会において、関係機関が連携して支援にあたる地域連携ネットワーク機能について協議を進め、連携の重要性につき認識を共有した。（成年後見等支援センターにおける相談対応件数　R1：781件→R2：742件、うち支援終了件数 R1：591件→R2：588件）また、成年後見等支援センターが開催する市民後見人養成研修は、コロナ禍で中止が懸念される中、施設実習等の体験学習をビデオ学習に代えることで実施を可能とし、11人の受講者に養成研修を実施することができた。なお、令和2年度において8人（R1：6人）が市民後見人として活動しており、登録者を対象としたフォローアップ研修を5回（R1：5回）実施した。 ⑵成年後見制度については、南北保健福祉センター内の成年後見等支援センターで相談や申し立て支援を実施し、介護事業所や相談支援事業所、民生児童委員など地域で活動する団体・グループに成年後見等支援センターから講師派遣等を行い、制度や市民後見人の活動等について周知啓発を行ったが、コロナ禍の影響により実施回数は5回（R1：12回）に留まった。（事業利用件数　①高齢者等　R1:152件　R2:203人、②障害者等　R1：34件　R2:44人） ⑶南北保健福祉センターを「障害者虐待防止センター」と位置づけて、常時の通報受付体制を確保した。（通報・相談件数 R1：31件　R2：45件、うち虐待認定　R1：4件　R2：5件）また、尼崎市人権文化いきづくまちづくり条例の啓発パンフレットへの掲載や市内事業所との地域福祉の推進に関する協定の締結など、虐待通報先の周知・啓発に向けた取組を進めた。 ⑷配偶者暴力支援センターでは、DV被害者の自立支援と生活の安定を図るため、相談支援のほか各種福祉制度を利用するための証明書の交付を行った。（証明書等の交付件数　R1：152件　R2：176件、DV相談件数　R1：473件　R2:449件）	
取組・方向性③（Ｐｌａｎ）	市社協が実施している福祉サービスの利用援助事業を推進することにより、後見には至らないが支援の必要な人の自立と社会参加を進める。
関連主要事業	⑴社会福祉関係団体等補助金
⑴市社協が実施する福祉サービス利用援助事業（成年後見制度の利用に至らないが、判断能力に不安のある高齢者等を対象に金銭管理等を行う事業）の人員体制整備のための補助を行うとともに、制度の利用促進に向けて市社協と協議し、地域包括支援センターや特別支援学校に事業周知を図った結果、契約件数が増加した。（相談件数　R1：1,770件 R2：1,971件、契約件数 R1：77件　R2：93件）（活動指標③）	

取組・方向性	活動指標	方向	基準値 年度	基準値 数値	基準値 単位	実績値 H29	実績値 H30	実績値 R1	実績値 R2	実績値 R3
①	（評価指標１を参照）									
	考え方									
②	（評価指標１を参照）									
	考え方									
③	福祉サービス利用援助事業の年間利用件数	→	H28	59	件	63	77	77	93	
	考え方	福祉サービス利用援助事業が利用しやすい体制を構築することで、利用件数を増やす								
④	要保護児童対策協議会への相談件数	→	H28	2,506	件	2,423	2,566	2,709	2,952	
	考え方	要保護児童対策協議会に相談があった児童の相談件数を計上する。								
⑤	（活動指標なし）									
	考え方									
⑥	障害者差別解消法の認知度	↑	H29	11	%	11	11	14	14	
	考え方	地域への研修（講座）開催や啓発用リーフレット等を活用し、認知度を増やす。								
	考え方									
	考え方									

展開方向２　権利擁護の推進

実績値					説明等	施策評価の目標値(R4)
H29	H30	R1	R2	R3		
123	157	186	247		権利擁護の推進を評価するために、成年後見制度利用支援事業の利用者数を増やす。	―

取組・方向性④（Ｐｌａｎ）	権利擁護にかかる様々な関係機関が連携するネットワークの強化に努め、福祉サービスの利用支援、虐待等の早期発見、迅速な対応などの取り組みを進める。
関連主要事業	⑴尼崎市要保護児童対策地域協議会運営事業　⑵権利擁護推進事業　⑶成年後見制度利用支援事業（高齢者等、障害者等）⑷障害者虐待防止対策事業

⑴尼崎市要保護児童対策地域協議会において、児童虐待防止等に関する機関との連携を図り、虐待の発見や早期予防など要保護児童等対策の促進を図った。（活動指標④）
⑵⑶取組・方向性①⑴⑵参照
⑷障害者虐待防止センターで常時の通報受付体制を確保し、虐待事例には複数職員で対応することで、OJTによる人材育成にも取り組んでいる。また、虐待通報先の一層の周知については、尼崎市人権文化いきづくまちづくり条例の啓発パンフレットへの掲載や市内事業所と「地域福祉の推進に関する協定書」を締結するなど、啓発に向けた取組を進めた。

取組・方向性⑤（Ｐｌａｎ）	障害者差別解消法に基づく合理的配慮の取り組みについて、今後設置される協議会において、広報・啓発を図るとともに、障がい者差別の相談事例等の共有を図り、差別解消に向けた取り組みに努める。
関連主要事業	⑴差別解消・コミュニケーション支援等検討事業、

⑴コロナ禍での会議開催等を制限したため、障害者差別解消支援地域協議会や啓発講座の開催は見合わせたが、第4期障害者計画の策定過程において、本市の差別解消の取組に対する課題等の意見を聴取し、当該計画に反映した。

取組・方向性⑥（Ｐｌａｎ）	⑴市職員に対して虐待やDV防止、差別解消に向けた研修等に取り組む。
関連主要事業	⑴差別解消・コミュニケーション支援等検討事業　⑵配偶者等暴力に関する支援事業

⑴差別解消に係る制度周知を図るため、啓発用パンフレット及びリーフレットを活用し、職員対応要領に基づく職員への研修を行った。
⑵令和3年3月に庁内職員に対する「DV加害者更生プログラム研修」を開催し、支援センター相談員やいくしあ児童ケースワーカー、保健師、保育士等が、加害者心理や関わり方等を学び、対応スキルの向上を図った。

計画の評価（Ｃｈｅｃｋ）	①②④地域福祉に関するアンケート調査によると、制度の相談先としての成年後見等支援センターの認知度は、事業所47.0%、民生児童委員30.2%、一般市民においては9.5%、また、相談先を知らない一般市民は59.5%であり、市民や事業所等の制度理解、相談窓口の周知を引き続き進める必要がある。また、児童虐待の件数が年々増加し、関係機関との密な連携が必要であることから、児童相談所との連携や、要保護児童等の転入・転出などにも柔軟に対応できるよう、これまで以上に自治体間で的確な情報共有を図る必要がある。 ③福祉事業者向けアンケートの結果では、市民、事業者への制度周知不足との意見が多く、より一層の利用方法の周知とともに、高齢化に伴い増加する相談対応に向けて、関係機関と連携し、相談から制度利用までの時間の短縮を図る必要がある。 ④制度利用が必要な人を発見した場合に備え、関係機関が連携して支援につなぐ「地域連携ネットワーク」機能強化が必要。 ⑤障害者差別解消法の認知度は未だ低い状況にあるため、より効果的な啓発手法を検討・実施していかなければならない。 ⑥引き続き、障害者差別解消法に基づく「職員対応要領」等が全ての市職員の内部的規範となるよう、研修の機会等を設けて周知を図っていくことが必要である。
今後の取り組み（Ａｃｔ）	①②④成年後見等支援センターの認知度向上のため、市民向け、事業者向けの啓発講座の実施を継続するほか、制度利用促進に向けた周知啓発の方法として、団体等が発行する広報紙の活用等を検討する。 ③制度利用時に各支援機関が担うべき役割を記載したマニュアル等の作成・周知により、制度利用までの期間短縮を図る。 ④成年後見等支援センターを成年後見制度利用促進の中核機関とし、弁護士や民生児童委員、地域包括支援センター、相談支援事業所等で構成する成年後見等支援センター運営委員会を通じて、「地域連携ネットワーク」機能が有効に活用できるよう協議を進める。また、個別の相談事例についても、個別支援会議を活用し、関係機関が連携して支援ができるよう取り組む。 ⑤障害者差別解消法や制度の周知・啓発に向けて、啓発パンフレットを活用した講座・研修会等を開催するとともに、障害者差別解消支援地域協議会で、障害特性や差別事例を市民に分かりやすく伝えるための啓発手法等について協議する。 ⑥「職員対応要領」や障害理解につながる研修を新任課長や新採職員対象の研修メニューに位置付け、定期的に開催する。
委員の意見	

基本目標３　誰もが安心できる暮らしを支える基盤づくり

	評価指標	基準値		方向性
1	福祉事業者が地域へ福祉等に関する情報発信をしている割合	28.8	%	↑
2	意思疎通支援事業の利用者数	81	人	↑

主要事業の取組内容と実績等（Ｄｏ）

取組・方向性①（Ｐｌａｎ）	市の関係各課が連携しながら、福祉事業者に行う指導監査等の充実を図るとともに、利用者から寄せられた苦情相談を対応窓口につなぐなど、苦情解決体制の向上を図る。
関連主要事業	⑴社会福祉法人指導監査等事業

⑴社会福祉法人及び社会福祉施設等に関しての苦情等があった場合、法人指導課と事業担当課が連携し、関係者からできるだけ早急に事情の聞き取りを行うことや、実態の把握の必要性が高いと判断するものについては、優先して実施調査を行うなど、実地指導を効果的に行った。また、通常の実地指導時においても、施設や事業所内の苦情処理の体制（受付・解決など）の状況を確認し、状況に応じて指導、助言していくことで、問題発生を未然に防ぐことができるように取り組んだ。（活動指標①）

取組・方向性②（Ｐｌａｎ）	障害のある市民や外国人市民などで意思疎通に課題を抱える市民に対し、市報や市のホームページに加えて、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（ＳＮＳ）など様々な媒体を通じて、必要な情報を取得するための制度等の情報提供に努める。
関連主要事業	⑴市報、市HPの活用による情報発信　⑵多文化共生社会推進事業　【新】⑶高齢者元気アップ活動情報発信等事業

⑴障害福祉サービス等の内容をまとめた「福祉の手引き」を毎年更新し、市ホームページを活用して広報に努めている。また、「市報あまがさき」の点訳・音訳である「点字あまがさき」「声の広報」や「議会だより」等を発行するとともに、市報においては、障害のある人への「お知らせ欄」にファックス番号を併記するなど、障害のある人に資する施策やまちの情報等の提供を行った。
⑵市内行政窓口多言語化を図るため、令和元年5月に電話通訳・テレビ通訳を導入した。（延16件）
⑵外国籍住民にも分かりやすく情報を発信できるよう、市民を対象に「やさしい日本語講座」を実施（参加者12人）、また、職員を対象に「やさしい日本語研修（市政課題研修）」を実施（参加者39人）した。また、「国際交流のつどい」を実施し、外国人との交流を図った。（日本人17人、外国人5人）
⑶シニア情報ステーションは、店頭での何気ない会話から必要に応じ、地域包括支援センター等の関連機関への案内や気がかりな事項等の情報取得ができる場として、薬局やスーパー、金融機関等約150箇所に設置した。また、介護予防活動等、地域資源の見える化のため、サロンや百歳体操ほか、利用可能施設等を紹介する「尼崎市シニア元気UPパンフレット」を発行し、同ステーションに配置するとともに、地域資源情報共有サイトへの掲載に向け、検討を行った。

取組・方向性	活動指標	方向	基準値 年度	基準値 数値	基準値 単位	実績値 H29	実績値 H30	実績値 R1	実績値 R2	実績値 R3
①	苦情等による実地指導等件数	↓	H28	25	件	16	70	44		
	考え方：社会福祉法人及び社会福祉施設等に関しての情報提供、苦情、相談等に係る実地指導等件数を減らす									
②	外国語のできる職員登録者の活動実績	↑	H28	14	件	4	1			
	考え方：外国語のできる職員登録者が活動した実績数を増やす									
③	（評価指標２を参照）									
	考え方：									
④	活動指標なし									
	考え方：									
⑤	活動指標なし									
	考え方：									
	考え方：									
	考え方：									

展開方向３　適切な福祉サービスの提供と情報利用の推進

実績値					説明等	施策評価の目標値(R4)
H29	H30	R1	R2	R3		
―	―	―	27.5		福祉サービスを提供する福祉事業者が、地域に対する情報の発信ができているかどうかを評価するために、アンケート調査において、福祉事業者が地域への福祉等に関する情報発信をしていると回答した割合を増やす。	―
81	99	99	87		課題を抱えた方の情報利用が推進できているかどうかを評価するために、意思疎通支援事業における手話通訳及び要約筆記の利用者数を増やす。	―

取組・方向性③（Ｐｌａｎ）	障がい特性に応じて、必要な情報が合理的な配慮のもとで適切に確保、利用できるよう、広報、啓発等に取り組む。
関連主要事業	⑴意思疎通支援事業　⑵差別解消・コミュニケーション支援等検討事業　⑶手話言語普及啓発事業

⑴聴覚障害者、音声・言語機能障害者及び視覚聴覚重複障害者（盲ろう者）が、公的機関及び医療機関等に赴く等、社会生活上外出が必要不可欠なときにおいて、適当な付き添いが得られない場合に派遣する意思疎通支援者の養成にあたっては、コロナ禍で講座会場の人数制限等が出される中、講座スケジュールや会場の調整等を行い、当初予定していた課程を全て終えることができた。なお、令和2年度の養成講座修了者数は全体で46人であった。
⑵コロナ禍での会議開催等を制限したため、障害者差別解消支援地域協議会や啓発講座の開催は見合わせたが、第4期障害者計画の策定過程において、本市の差別解消の取組に対する課題等の意見を聴取し、当該計画に反映した。コロナ禍における情報支援の取組として、遠隔手話サービスを導入し、登録利用者に個別の利用説明を行った。また、本庁舎と身体障害者福祉センターに点字プリンターや拡大・音声読書器を設置するとともに、今後の活用方法について協議・検討を行った。
⑶手話の普及等に向けては、「親子手話講座」など市民向けの講習会を3講座開催して、計33人の参加があった。コロナ禍であったため、新たな手法による講座の広報までは実施できなかったが、本市の公式YouTubeチャンネルで、コロナ関連情報や障害者計画等の策定に関する手話の動画を配信すること等により、手話の普及啓発につなげた。

取組・方向性④（Ｐｌａｎ）	個人の課題や地域が抱える課題を共有し、解決策を検討するために、行政がもつ様々な情報を、「尼崎市個人情報保護条例」等の規定に基づく適正な取り扱いのもと、必要に応じて本人等の同意を得ながら、地域の関係者や団体、専門機関の間で共有する方法について検討する。
取組・方向性⑤（Ｐｌａｎ）	将来的な取り組みとして、見守りや支え合いを支援するためにＩＣＴ（情報通信技術）を活用して、個人情報を含めた様々な情報を集約、関係機関間で共有し、医療・介護・介護予防・生活支援・住まい・防犯・防災に係るサービスを一体的に提供する仕組みについて検討を進める。
関連主要事業	⑴地域福祉推進事業　⑵在宅医療・介護連携推進事業　⑶生活困窮者自立相談支援事業

⑴地域振興センターや関係部局、尼崎市社会福祉協議会（市社協）とともに、市や市社協が把握する様々な地域資源情報を共有する地域情報共有サイト「あましぇあ」の導入に向けた検討を行った。
⑵介護予防等の意識啓発や行動変容、それにより得られる生活の質の向上について周知を図るための「介護予防・重度化防止動画」を多職種協働により作成した。
⑶南北保健福祉センターと子どもの育ち支援センター（いくしあ）との連携会議において、個別支援会議（出席者に守秘義務をかけ、当事者の同意なしで支援機関相互の情報共有・支援策の検討を行う会議）の円滑な実施に向けた課題の洗い出しや対象事例についての意見交換等を行うとともに、個別支援会議を4回実施し、支援方法の検討や情報共有を行った。

計画の評価（Ｃｈｅｃｋ）	①効果的な実地指導を進めることで、適切な福祉サービスの提供に寄与している。 ②③引き続き、情報弱者が円滑に情報を取得・利用しやすい環境を整備する必要がある。 ④⑤相談件数が増加する一方で、従来増加傾向にあったひきこもり等に関する相談が減少しており、社会的孤立にある人が相談につながりにくくなっている傾向が見える。自ら相談に来れない人に支援を行うには、当事者や家族に対するアウトリーチに加え、関係機関へ相談窓口を周知し、相談者を円滑につないでもらう必要があるが、十分にアウトリーチや周知を行うことができなかった。
今後の取り組み（Ａｃｔ）	①関係各課が連携しながら、福祉事業者に行う指導監査等の充実を図るとともに、利用者から寄せられた苦情相談を対応窓口につなぐなど、引き続き苦情解決体制の向上を図る。 ②③情報弱者が円滑に情報を取得・利用し、意思表示や意思疎通を行うことができるよう、多言語や障害特性に配慮した情報提供、意思疎通支援など情報・コミュニケーションの支援に取り組む。 ④⑤「個別支援会議」のさらなる活用により、より一層関係機関との一体的支援を図るなど、滞留することのない円滑な支援体制の構築を目指す。
委員の意見	

基本目標３　誰もが安心できる暮らしを支える基盤づくり

	評価指標		基準値		方向性
1	地域にお住まいの要配慮者（災害時要援護者）の避難支援のために日頃から「取り組んでいる（取り組もうとしている）」と答えた市民等の割合	市民	22.2	%	↑
		民児童委員	82.1	%	
		福祉事業者	75.2	%	
2	要配慮者（災害時要援護者）支援協力団体数		－		↑

主要事業の取組内容と実績等（Ｄｏ）

取組・方向性①（Ｐｌａｎ）	避難行動要支援者名簿を整備するとともに、災害時に備えて普段からの顔の見える関係づくりや、避難支援を通じた地域づくりの大切さを知ってもらうための啓発を行う。
関連主要事業	⑴災害時要援護者支援事業　⑵地域福祉推進事業　⑶地域の防災力向上事業　⑷防災対策等事業

⑴⑵コロナ禍で啓発機会が減少する中、各地域振興センター及び尼崎市社会福祉協議会（市社協）と協議を進め、立花地区では市と市社協の共催で「コロナ禍を踏まえた支援のかたち」をテーマに講座を開催した。参加者の中で「地域で力になりたい」「地域で情報共有をしたい」といった防災意識の向上が見られた。（活動指標①）
⑶東日本大震災10年フォーラムを開催し、災害情報の伝え方や平時からの防災活動等に関して気仙沼市関係者等による講演やパネルディスカッションを行い、その模様をYouTubeでライブ配信するとともに、より多くの市民等に伝達するため動画を公開した。
⑶地域における防災訓練において、避難所での外国人住民等への配慮について啓発するとともに、避難所における避難者間の円滑なコミュニケーションを図るための一助として、「多言語指差しボード」の内容や使い方等を紹介するなど、多様な避難者への配慮に対応した避難所開設、運営訓練を支援した。

取組・方向性②（Ｐｌａｎ）	指針をもとに平常時から避難行動要支援者に関する情報の把握、防災情報の伝達手段・伝達体制の整備及び避難誘導等の避難行動要支援者の避難支援を迅速かつ的確に行うための支援体制について市民、事業者、関係団体、関係機関とともに整備する。
関連主要事業	⑴災害時要援護者支援事業　⑵地域の防災力向上事業　⑶防災対策等事業

⑴「自助」「共助」の重要性とともに、コロナ禍における分散避難などの災害対策について、地域の集まりや市政出前講座（R1：32回、R2：9回）等の機会に啓発を行った。令和2年度は新たに4つの社会福祉連絡協議会（連協）、2つの福祉協会が名簿を受領し、20団体で日頃の見守りや声掛け（R1：19団体）、14団体で名簿を活用した避難訓練（R1：8団体）等の取組が進められた。（評価指標１）
⑴新たな地域防災活動の担い手づくりに向けて、地域団体と防災学習に取り組む高校をつなぐほか、大学生が地域団体と協働する防災イベントやエフエムあまがさき、YouTubeによる情報発信等の支援を行った。（R2：2高校20回、3大学10回）
⑴避難行動要支援者名簿と高齢者等見守り名簿を一体的に管理・運用する「要支援者システム」を導入し、各地域振興センター、保健福祉センター等10施設に設置した。また、個別支援計画の試行的作成に向け、ケアマネジャー協会等の支援関係者と意見交換を行うとともに、連協や民生児童委員に市社協と連携して働きかけ、5地区の自主防災会等で取り組むこととなった。
⑶令和2年度の尼崎市防災総合訓練は、コロナ禍における避難を想定した実働形式の訓練を兵庫県、阪神間各市町、防災関係機関と合同で実施し、感染症を踏まえた避難所運営の手順を確認するとともに、福祉スペースの運営やＪＲＡＴ等の福祉専門職による活動との連携強化を図った。

取組・方向性	活動指標	方向	基準値 年度	基準値 数値	基準値 単位	実績値 H29	実績値 H30	実績値 R1	実績値 R2	実績値 R3
①	指針を活用した市民への啓発実施数	↑	H28	0	回	27	35	32	9	
	考え方：地域の集まりや市政出前講座、地域や事業所の訓練等の機会に啓発を行った回数を増やす									
②	（評価指標２）									
	考え方：									
③	福祉避難所指定数	↑	H28	20	施設	22	25	36	40	
	考え方：要配慮者のうち特に支援を要する人の受け入れを行うための福祉避難所の指定数を増やす									
④	福祉避難所開設・運営マニュアル作成数	↑	H29	0	カ所	0	0	4	1	
	考え方：福祉避難所ごとの個別の開設・運営マニュアルの作成数を増やす									

展開方向４　要配慮者（災害時要援護者）支援の推進

実績値					説明等	施策評価の目標値(R4)
H29	H30	R1	R2	R3		
―	―	―	41.8		要配慮者（災害時要援護者）支援の推進を評価するため、アンケート調査において、市民、民生児童委員、福祉事業者が要配慮者（災害時要援護者）の避難支援のために日頃から「取り組んでいることはない」「不明」以外の項目を回答した割合を増やす。	―
―	―	―	77.3			
―	―	―	81.2			
21	49	45	51		避難行動要支援者名簿を受け取った地域の団体の数を増やす。	―

取組・方向性③（Ｐｌａｎ）	社会福祉施設等に福祉避難所の設置等についての協力要請を行ない、福祉避難所の拡大等に努める。
関連主要事業	⑴災害時要援護者支援事業

⑴福祉避難所の拡充に向け社会福祉施設を中心に協議を進め、新たに子どもの育ち支援センター「いくしあ」、ユース交流センター（あまぽーと・アマブラリ）、株式会社では本市初となる老人福祉施設2施設の計4施設を福祉避難所に指定し、充実を図った（R1:36施設、R2:40施設）。(活動指標③)。

取組・方向性④（Ｐｌａｎ）	福祉避難所において要援護者が安心して避難生活を送ることができるよう、災害時要援護者支援連絡会等での意見を踏まえて、運営マニュアル等の作成を進める。
関連主要事業	⑴災害時要援護者支援事業

⑴、災害時要援護者支援連絡会等で協議してコロナ禍における開設運営マニュアルに見直すとともに、マニュアル作成支援のために福祉避難所指定7施設で研修を行い、1施設でマニュアルが作成された。（活動指標4）

計画の評価（Ｃｈｅｃｋ）	①②コロナ禍で地域のつながりの希薄化がより懸念される中、地域の防災意識を一層高め、要配慮者（災害時要援護者）支援に取り組む支援関係者を増やすために、市社協や福祉専門職等の支援関係者と関係部局が連携し、市民の共助意識を高めていくための手法検討や実践に取り組む必要がある。 ②個別支援計画の作成にあたっては、避難行動要支援者の心身状況や生活環境、災害リスクなどを踏まえるとともに、地域や福祉専門職等との適切な役割分担、災害時の福祉専門職からの受援（応援の受入）体制の構築が必要となる。 ③④引き続き、災害時の福祉避難所の円滑な開設運営に向け、各施設のマニュアル作成や訓練等の実施を支援していく必要がある。
今後の取り組み（Ａｃｔ）	①引き続き、地域振興センターや市社協と連携し、高校生、大学生の防災教育の支援や市政出前講座等の様々な機会を捉えて、身近な地域における「自助」とともに、地域のつながりづくりを意識した「共助」の重要性の周知啓発を進める。 ②要支援者システムを活用し、避難行動要支援者の中でより災害リスクの高い方の把握等を行うとともに、地域振興センターや市社協と連携し、5地区の自主防災会等において個別支援計画の試行的作成に向けた取組を進める。併せて、福祉専門職からの受援体制の整備に向けて、専門職団体との意見交換を行うとともに、災害時のケアマネジャーの対応マニュアルの作成支援を行う。 ③④引き続き、福祉避難所の拡充に向けて、民間企業など様々な施設と協議を行う。また、福祉避難所指定施設のマニュアル作成を支援するとともに、施設での福祉避難所開設運営訓練の実施に取り組む。
委員の意見	

基本目標３　誰もが安心できる暮らしを支える基盤づくり

	評価指標	基準値		方向性
1	日常生活を安心して過ごすことができていると感じている市民の割合	58.8	%	↑

主要事業の取組内容と実績等（Ｄｏ）		
	取組・方向性①（Ｐｌａｎ）	インターネット被害などの新たな手口や被害について、高齢者等の見守り活動等とも連携するなど、子どもから高齢者までの様々な世代に向けた消費者教育や啓発活動を行う。
	関連主要事業	⑴消費生活安全推進事業、⑵消費者行政活性化事業、⑶「こども安全・安心・便利」情報提供事業
	⑴新型コロナウイルス感染症に係る対策として国が実施する施策に便乗した特別定額給付金詐欺やマスクの送り付け商法などが消費者問題として発生したことから相談件数は増加しており、消費者に対し適宜、注意喚起することで被害の未然防止を図るとともに、消費生活相談を行うことで、被害者救済を担った。また、令和2年の特殊詐欺認知件数は91件（前年比43件増）と大幅に増加する中、民生児童委員等の協力を得て、受話器を上げると注意喚起の啓発メッセージが飛び出す啓発手形POPを、詐欺被害に遭う可能性の高い高齢者宅の固定電話機に設置した。 ⑵教育機関等と連携し、成年としての消費行動の心構えや契約の重要性など、若年層向けの講座や啓発等を実施するとともに、小・中学生向けには啓発チラシを作成し、市内の全児童生徒に配布するなど、若年層の消費者被害の未然防止を図った。 ⑶引き続き、就学前児童の保護者などに、携帯電話等のインターネット機能を活用して、警察からの不審者情報など子どもの「安全と安心」に関する緊急情報を発信し、地域の子どもを犯罪などから守ることに取り組んだ。	
	取組・方向性②（Ｐｌａｎ）	防犯力の高い地域コミュニティづくりを目指して、普段の散歩等、市民それぞれの日常生活の中で気軽に参加できる防犯活動等の取り組みを進める。
	取組・方向性③（Ｐｌａｎ）	街頭犯罪防止や安全・安心を確保する観点から、防犯カメラの設置効果について検証を行い、今後のあり方について検討を進める。
	関連主要事業	⑴街頭犯罪防止等事業
	⑴ウォーキングパトロール隊やドラレコ見守り協力者など、市民等の協力を得て実施している複数の見守り事業を統合し、通称「あなたを守り隊」事業として包括的に運用を開始することで、事業自体の戦略性・効果性を高めた。また、防犯カメラ設置補助事業にて、地域団体21団体23箇所の設置に対し補助を行ったことで、累計178台の防犯カメラが補助を受けて市内に設置され、地域の防犯力向上に寄与した。さらに、令和2年のひったくり認知件数については、職員による土日祝日・昼夜を問わない防犯パトロールや可動式防犯カメラの設置運用などの取組効果もあり、37件（速報値）とここ数年では低い件数であるが、前年と比較すると下げ止まっている状況にある。（活動指標②）	

取組・方向性	主な活動指標	方向	基準値 年度	基準値 数値	基準値 単位	実績値 H29	実績値 H30	実績値 R1	実績値 R2	実績値 R3
①	消費生活相談件数	↑	H28	3,164	件	3,036	3,418	3,364	3,687	
	考え方　消費生活に関する相談件数を減らす									
②	ひったくり認知件数（※年計）	↓	H28	42	件	59	16	38	37	
	考え方　尼崎市内におけるひったくり認知件数を減らす									
③	②を参照									
	考え方									
④	放置自転車台数	↓	H28	570	台	319	257	158	131	
	考え方　市内全駅の駅前放置自転車台数（放置禁止区域内）を減らす									
	考え方									
	考え方									
	考え方									
	考え方									

展開方向５　安全・安心に暮らせる環境整備

実績値					説明等	施策評価の目標値(R4)
H29	H30	R1	R2	R3		
56.2	60.8	59.7	60.8		安全・安心に暮らせる環境が整備されているかどうかを評価するために、総合計画のアンケート調査における日常生活を安心して過ごすことができていると感じている市民の割合を増やす。	80.0

取組・方向性④（Ｐｌａｎ）	快適に安心して住み続けられる住宅・住環境の整備を促進するとともに、放置自転車の対策など、誰もが安全・安心に暮らしやすい環境整備に取り組む。
関連主要事業	⑴駅周辺放置自転車対策事業、⑵分譲マンション共用部分バリアフリー化助成事業　⑶市営住宅建替等事業

⑴令和元年度から実施した、土曜日の放置自転車撤去の実施回数を増やし（4回→7回）、平日以外の放置自転車の縮減を進めた。また、夜間における一部の店舗前路上の迷惑駐輪に関して、店舗事業者に協力を要請するなどの取組を行った。
⑵建設当時バリアフリーの規定が無かった市内分譲マンションの管理組合を対象に、共用部分のバリアフリー化改修費用の一部を助成することで、高齢期等に適した住宅を整備し、地域における良質な住宅ストックの形成と住環境の向上を図った。（R2：計4件（階段への手すりの設置2件、階段への手すり設置及びノンスリップ化1件、階段及び廊下内傾斜路への手すり設置1件））
⑶市営住宅のバリアフリー性能を確保するため、市営住宅の建て替えの際に、エレベーターを設置するとともに、室内のバリアフリー化を図ることとしており、令和２年度も引き続き市営西昆陽・宮ノ北住宅において事業を進めた。

計画の評価（Ｃｈｅｃｋ）	①高齢者を対象とした特殊詐欺の被害について、全国的には減少傾向にあるものの、本市においては、前年と比較すると大幅に件数が増加しており、被害の認知状況に大きな波があることから、引き続き関係機関と連携し、さらなる被害の未然防止に向けて取り組む必要がある。また、多岐にわたる消費者トラブルが発生している中、成年年齢を18歳に引き下げる改正民法が令和4年4月に施行されることに伴い、親権者の同意がなく契約などの法律行為が可能になることから、社会経験の少ない若年層を対象とした消費者教育を教育機関等と連携しながら推進し、若年層の消費者被害を未然に防止する必要がある。加えて、新型コロナウイルス感染症に係る対策として、国・県が実施する事業等に便乗した悪徳商法などの新たな事案の発生が想定されることから、こうした被害の未然防止に向け、迅速に取り組む必要がある。 ②③ひったくりについては、減少が鈍化していることから、さらなる減少に向けた取組を行う必要がある。 ④市営・民間住宅のバリアフリーを計画的に進めることで、バリアフリーの住まい・まちづくりが進められた。また、放置自転車対策については、夜間の店舗利用者の一時的な放置への対策については依然課題の解決に至っていないことから、引き続きの取組とあわせて新たな対策が必要である。
今後の取り組み（Ａｃｔ）	①②③引き続き、特殊詐欺や悪質商法被害の未然防止に向けた対策を関係機関と連携を図りながら実施するとともに、相談員の直営化に伴い、より一層機動的かつ能動的な消費者相談の検討を行う。また、成人年齢引き下げの民法改正を直前に控え、改正内容や消費行動の心構えや契約の重要性などを身近に学習できる講座を、若年層に限らず広く実施するとともに、法律相談の活用など弁護士等と連携したネットワークにより、消費者被害の防止や救済に取り組む。 ④引き続き、尼崎市営住宅建替等基本計画に基づく市営住宅の建て替えやエレベーターの設置を進め、バリアフリー化を推進していく。また、駅周辺の夜間における店舗前路上の迷惑駐輪対策として、市内6駅の啓発業務を18時から19時まで延長し、近隣駐輪場への誘導など夜間の放置対策の強化に努める。
委員の意見	【平成30年度(平成29年度実績)評価にかかる委員の意見】 計画の評価①　未成年に対する消費者教育や意識啓発とともに、法律相談の充実など弁護士と連携したネットワークの構築が必要。

参考資料

関連事業一覧

第3期「あまがさきし地域福祉計画」関連事業一覧　（※昨年度のご回答をベースに作成しております）

基本目標	展開方向	方向性	№.	R2新規	関連事業（市の取組み）中事業名	備考	R2所属	R3所属	業務内容
1「支え合い」を育む人づくり	(1)福祉学習の推進	取組・方向性:① 地域の集まり、企業内研修など、あらゆる機会を通じて、地域課題に関心や理解を持つ層を増やす取り組みを進める。	1		地域福祉推進事業		福祉課	福祉課	「あまがさきし地域福祉計画」の基本理念の実現に向けて、市社協が地域福祉の推進に取り組むために、身近な地域で支え合い活動を推進する専門職として、6人の地域福祉活動専門員を配置する経費を補助する。なお、H27年度からは生活支援コーディネーターを兼務する形で12人が配置されている。
			2		人権啓発活動事業		社会教育課	社会教育課	市民の人権意識の高揚、定着を図るため、人権啓発資料を作成し、市民啓発を行うとともに、市民グループの学習会や啓発講座等を実施する。
			3		人権啓発事業		ダイバーシティ推進課	ダイバーシティ推進課	人権問題を正しく理解し、差別意識や偏見を解消するため、人権問題講演会や啓発映画の上映をはじめ各種の啓発事業を行う。
			4		企業内人権研修推進事業		しごと支援課	しごと支援課	事業所における人権意識の高揚に資するため、市内の企業内における人権・同和問題の自主的・継続的学習の促進と人権・同和教育の推進を図っている企業人権・同和教育合同研究会の事務局業務を委託するとともに、企業人権・同和教育合同研究会との共催により、企業に対して今日的な人権問題を中心とした講演会を実施することで、企業内における人権啓発活動の促進を図る。
			5		生涯学習推進事業		生涯、学習！推進課	各地域課	生涯にわたって、自己の能力や個性を伸ばすことができる生涯学習社会の形成に向けた幅広い分野の学習機会を提供する。
			6		みんなの尼崎大学事業		生涯、学習！推進課	生涯、学習！推進課	市民等の学びや活動を新たな活動につなげるための支援として、聴力障害者等のための代筆のボランティアであるノートテイクボランティア養成講座を実施する。（ノートテイクボランティア養成講座）
		取組・方向性:② 交流・体験などを通じて仲間づくりや福祉活動への参加を促すなど、参加者自身が自らの知識や能力を活用し、主体的に参加する意欲を高める取り組みを進める。	8		みんなの尼崎大学事業		生涯、学習！推進課	生涯、学習！推進課	地域づくりに取り組む“人づくり”に向け、みんなの尼崎大学が楽しみながらまちに関心を持つ人の入り口となり、市内の学びの情報やその魅力を発信するなど、市民の主体的な学習や活動を支援することにより、学びを通じて地域や社会に興味を抱く、また、学びの成果を活動に活かすことのできる環境づくり（プラットホーム）に取り組む。
			9		生涯学習推進事業		生涯、学習！推進課	生涯、学習！推進課	生涯にわたって、自己の能力や個性を伸ばすことができる生涯学習社会の形成に向けた幅広い分野の学習機会を提供する。
		取組・方向性:③ 子どもや学生が地域と関わり、地域に対する愛着や誇りが育まれるよう取り組む。	10		学社連携推進事業		社会教育課 学び支援課	社会教育課 学び支援課	学習の成果を地域社会に生かすことのできる人づくり・しくみづくりを推進するため、地域の方々の活動や学習を支援するとともに、その成果を子どもたち・地域へ還元する機会の創出を図る。
			11		トライやる・ウィーク推進事業		学校教育課	学校教育課	地域の事業所等を活動場所として、班単位（1班2～6人）でさまざまな体験活動（農林水産体験活動、職場体験活動、文化・芸術創作体験活動、ボランティア・福祉体験活動、等）を行う。 対象：市立中学校・特別支援学校　18校　　期間：9月、11月を中心とし、1校あたり5日
			13		支え合いの人づくり支援事業	支え合いを育む人づくり支援事業	福祉課	福祉課	高校生、大学生が尼崎市の福祉に関する地域課題解決のために行う学習と市内の市民活動団体と協働して地域貢献活動を行う際に必要となる交通費等の経費の一部を補助する。
		取組・方向性:④ 次の担い手の育成に取り組むために、若い世代が地域課題の解決を体験的に取り組むことを推進する。	14		社会福祉関係団体補助金		福祉課	福祉課	尼崎市社会福祉協議会が運営するボランティアセンター等への補助を行い、ボランティア活動等を推進する。
			15		あまがさきチャレンジまちづくり事業		協働推進課	協働推進課	地域住民が自ら地域の課題解決に取り組むなど主体的な地域コミュニティの形成を促進するため、地域で活動を行う団体・グループが実施する事業や高校生が地域の魅力向上や課題解決のために行う事業に対して支援を行う。
			16		支え合いの人づくり支援事業	福祉課題の解決に受けた体系的な学びの場支援	福祉課	福祉課	新たな地域福祉活動の担い手を育むことを目的として、市の関係各課が他団体と共催し、福祉に関する講座等を行う場合の経費等の一部を支出する。
			17		自発的活動支援事業		障害福祉政策担当	障害福祉政策担当	障害者等やその家族、地域住民等による自発的な活動に対して、その費用の一部を助成することにより、障害者等の社会参加や地域の理解促進を図る。
			18		救急活動事業		救急課	救急課	高齢化の進展に伴って、救急需要は複雑多様化かつ増加している中、予防救急の推進及び救急業務の質の向上を図り、高齢者等を支える様々な地域の関係機関・団体とのより一層の連携に取り組むため、救急救命士や救急隊員への指導者となる指導救命士を養成する。
		取組・方向性:⑤ 「みんなの尼崎大学」の取り組みを活用し、福祉課題の解決に向けた意識を醸成するための体系的な学びの場を作る。	19		支え合いの人づくり支援事業	支え合いを育む人づくり支援事業	福祉課	福祉課	高校生、大学生が尼崎市の福祉に関する地域課題解決のために行う学習と市内の市民活動団体と協働して地域貢献活動を行う際に必要となる交通費等の経費の一部を補助する。
			20		地域福祉推進事業		福祉課	福祉課	「あまがさきし地域福祉計画」の基本理念の実現に向けて、市社協が地域福祉の推進に取り組むために、身近な地域で支え合い活動を推進する専門職として、6人の地域福祉活動専門員を配置する経費を補助する。なお、H27年度からは生活支援コーディネーターを兼務する形で12人が配置されている。
			21		みんなの尼崎大学事業		生涯、学習！推進課	生涯、学習！推進課	地域づくりに取り組む“人づくり”に向け、みんなの尼崎大学が楽しみながらまちに関心を持つ人の入り口となり、市内の学びの情報やその魅力を発信するなど、市民の主体的な学習や活動を支援することにより、学びを通じて地域や社会に興味を抱く、また、学びの成果を活動に活かすことのできる環境づくり（プラットホーム）に取り組む。
	(2)地域福祉活動の担い手の発掘・育成・支援	取組・方向性:① インターネットを活用してSNS等により、若い世代に向けた地域活動の情報発信に取り組む。	22		市民活動情報発信事業		協働推進課	協働推進課	インターネット上の市民活動ポータルサイト「市民活動の広場あまがさき」において、市民活動団体の情報や様々な事業に関する情報の収集・発信を行うとともに、相互の交流を図ることができる機能を有するポータルサイトを設ける。
			23		市のホームページ、SNS（LINE、Facebook、Twitter）などでの情報発信		各担当課	各担当課	地域の活動を市のホームページ、facebook等で情報を発信する。
			24		情報発信推進事業		広報課	広報課	戦略的な広報を行うためには、情報発信のクオリティ・コントロール、メディア戦略などに取り組む必要がある。それらを取り組むにあたり、PRやコミュニケーション分野で高い専門知識や実践経験を有する民間事業者から、組織横断的なマネジメントや多岐にわたるアドバイス等の支援を受け、全庁的な発信力の強化を図る。
		取組・方向性:② 若い世代向けのボランティア講座等を行う市社会福祉協議会のボランティアセンターの活動を支援する。	25		社会福祉関係団体補助金		福祉課	福祉課	尼崎市社会福祉協議会が運営するボランティアセンター等への補助を行い、ボランティア活動等を推進する。
		取組・方向性:③ 「あまがさきチャレンジまちづくり事業」において引き続き、福祉課題の解決に向けた取り組みを支援する。	26		あまがさきチャレンジまちづくり事業		協働推進課	協働推進課	地域住民が自ら地域の課題解決に取り組むなど主体的な地域コミュニティの形成を促進するため、地域で活動を行う団体・グループが実施する事業や高校生が地域の魅力向上や課題解決のために行う事業に対して支援を行う。
			27		地域福祉推進事業		福祉課	福祉課	「あまがさきし地域福祉計画」の基本理念の実現に向けて、市社協が地域福祉の推進に取り組むために、身近な地域で支え合い活動を推進する専門職として、6人の地域福祉活動専門員を配置する経費を補助する。なお、H27年度からは生活支援コーディネーターを兼務する形で12人が配置されている。
			28		支え合いの人づくり支援事業	支え合いを育む人づくり支援事業	福祉課	福祉課	高校生、大学生が尼崎市の福祉に関する地域課題解決のために行う学習と市内の市民活動団体と協働して地域貢献活動を行う際に必要となる交通費等の経費の一部を補助する。
		取組・方向性:④ 地域福祉活動を希望する人の能力、希望に応じてマッチングを行う仕組みの充実を検討する。	29		生活支援サポーター養成事業		介護保険事業担当	介護保険事業担当	介護保険法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業において、比較的軽度な状態にある要支援者等に対する支援者としての生活支援サポーターを養成する。
			30		社会福祉関係団体補助金		福祉課	福祉課	尼崎市社会福祉協議会が運営するボランティアセンターへの補助を行い、ボランティア活動等を推進する。
	(3)地域福祉活動を支援する人材の育成	取組・方向性:① 引き続き、地域での活動を支援する市社会福祉協議会の地域福祉活動専門員に対する支援を行う。	31		地域福祉推進事業		福祉課	福祉課	「あまがさきし地域福祉計画」の基本理念の実現に向けて、市社協が地域福祉の推進に取り組むために、身近な地域で支え合い活動を推進する専門職として、6人の地域福祉活動専門員を配置する経費を補助する。なお、H27年度からは生活支援コーディネーターを兼務する形で12人が配置されている。
		取組・方向性:② 各団体との連携に取り組むNPO法人の活動に対する支援について検討を行う。	32		地域福祉推進事業		福祉課	福祉課	「あまがさきし地域福祉計画」の基本理念の実現に向けて、市社協が地域福祉の推進に取り組むために、身近な地域で支え合い活動を推進する専門職として、6人の地域福祉活動専門員を配置する経費を補助する。なお、H27年度からは生活支援コーディネーターを兼務する形で12人が配置されている。
		取組・方向性:③ 市民の活動を支援するために市職員に対して地域福祉に関する研修を実施する。	33		地域とともにある職員研修事業		生涯、学習！推進課	生涯、学習！推進課	人と人を結ぶコミュニティソーシャルワーカー的な役割を担う職員になるために必要な力を身に着けるため、地域担当職員として地域に出る上での手法を話し合い、課題に向き合う姿勢などを学習する「地域担当主事会」等を実施する。
			34		地域福祉推進事業		福祉課	福祉課	「あまがさきし地域福祉計画」の基本理念の実現に向けて、市社協が地域福祉の推進に取り組むために、身近な地域で支え合い活動を推進する専門職として、6人の地域福祉活動専門員を配置する経費を補助する。なお、H27年度からは生活支援コーディネーターを兼務する形で12人が配置されている。
		取組・方向性:④ 多様な福祉専門職が、地域住民と協働するための取り組みについて検討を進める。	35		地域福祉推進事業		福祉課	福祉課	「あまがさきし地域福祉計画」の基本理念の実現に向けて、市社協が地域福祉の推進に取り組むために、身近な地域で支え合い活動を推進する専門職として、6人の地域福祉活動専門員を配置する経費を補助する。なお、H27年度からは生活支援コーディネーターを兼務する形で12人が配置されている。
			36		生活支援サービス体制整備事業		高齢介護課	高齢介護課	生活支援の充実を図るため、住民、ボランティア、NPO、民間企業、協同組合等の多様な主体の協働による生活支援サービスの体制整備を行う。
			37		地域社会の子育て機能向上支援事業		こども青少年課	こども青少年課	「尼崎市子どもの育ち支援条例」の理念を実現していくにあたり、地域社会の子育て機能の向上に資するため、子どもに関する施策等を行う各分野と連携し、保護者、地域住民、子ども施設、事業者等の主体的な取り組みが進むように働きかけを行うとともに、地域活動や社会資源等を結び付け、地域社会で子どもの育ちを支えるネットワークの主体的な形成等を側面から支援するため、コミュニティソーシャルワークを行う。

基本目標	展開方向	方向性	№.	R2新規	関連事業（市の取組み）中事業名	備考	R2所属	R3所属	業務内容
２多様な主体の参画と協働による地域づくり	(1)地域を支えるネットワークづくり	取組・方向性① 地域を支える重層的なネットワークの構築に向けて、市と市社会福祉協議会が連携して取り組む。	38		地域福祉推進事業		福祉課	福祉課	「あまがさきし地域福祉計画」の基本理念の実現に向けて、市社協が地域福祉の推進に取り組むために、身近な地域で支え合い活動を推進する専門職として、6人の地域福祉活動専門員を配置する経費を補助する。なお、H27年度からは生活支援コーディネーターを兼務する形で12人が配置されている。
			39		生活支援サービス体制整備事業		高齢介護課	高齢介護課	生活支援の充実を図るため、住民、ボランティア、NPO、民間企業、協同組合等の多様な主体の協働による生活支援サービスの体制整備を行う。
			40		地域社会の子育て機能向上支援事業		こども青少年課	こども青少年課	「尼崎市子どもの育ち支援条例」の理念を実現していくにあたり、地域社会の子育て機能の向上に資するため、子どもに関する施策等を行う各分野と連携し、保護者、地域住民、子ども施設、事業者等の主体的な取り組みが進むように働きかけを行うとともに、地域活動や社会資源等を結び付け、地域社会で子どもの育ちを支えるネットワークの主体的な形成等を側面から支援するため、コミュニティソーシャルワークを行う。
					特色ある地域活動推進事業		各地域課	各地域課	地域においてお互いの顔を見える関係を築いていくための学びや交流の場づくりや課題解決等の取組に、各地域課において「地域予算」を活用する。
		取組・方向性② 身近な生活圏域で、地域住民が「子育て」「高齢者等の見守り」などのテーマを自主的、継続的に話し合う場の構築を支援する。	41		地域福祉推進事業		福祉課	福祉課	「あまがさきし地域福祉計画」の基本理念の実現に向けて、市社協が地域福祉の推進に取り組むために、身近な地域で支え合い活動を推進する専門職として、6人の地域福祉活動専門員を配置する経費を補助する。なお、H27年度からは生活支援コーディネーターを兼務する形で12人が配置されている。
			42		地域社会の子育て機能向上支援事業		こども青少年課	こども青少年課	「尼崎市子どもの育ち支援条例」の理念を実現していくにあたり、地域社会の子育て機能の向上に資するため、子どもに関する施策等を行う各分野と連携し、保護者、地域住民、子ども施設、事業者等の主体的な取り組みが進むように働きかけを行うとともに、地域活動や社会資源等を結び付け、地域社会で子どもの育ちを支えるネットワークの主体的な形成等を側面から支援するため、コミュニティソーシャルワークを行う。
					特色ある地域活動推進事業		各地域課	各地域課	地域においてお互いの顔を見える関係を築いていくための学びや交流の場づくりや課題解決等の取組に、各地域課において「地域予算」を活用する。
		取組・方向性③ 地域の人々の学びやスキルを発揮して学校を支援する活動が進むことで、そうした活動に参加している地域住民、団体のつながりづくりを進める。	43		学社連携推進事業		社会教育課 学び支援課	社会教育課 学び支援課	学習の成果を地域社会に生かすことのできる人づくり・しくみづくりを推進するため、地域の方々の活動や学習を支援するとともに、その成果を子どもたち・地域へ還元する機会の創出を図る。
		取組・方向性④ 6地区に地域住民と各専門機関が課題を共有し、解決に向けて協議する（仮称）地域福祉ネットワーク会議の設置に取り組む。	44		地域福祉推進事業		福祉課	福祉課	「あまがさきし地域福祉計画」の基本理念の実現に向けて、市社協が地域福祉の推進に取り組むために、身近な地域で支え合い活動を推進する専門職として、6人の地域福祉活動専門員を配置する経費を補助する。なお、H27年度からは生活支援コーディネーターを兼務する形で12人が配置されている。
			45		生活支援サービス体制整備事業		高齢介護課	高齢介護課	生活支援の充実を図るため、住民、ボランティア、NPO、民間企業、協同組合等の多様な主体の協働による生活支援サービスの体制整備を行う。
		取組・方向性⑤ 全市的な取り組みを様々な関係機関と協議する地域福祉推進協議会を設置する。	46		生活困窮者自立相談支援事業		南部福祉相談支援課	南部福祉相談支援課	生活困窮者からの相談に応じて、様々な課題に対応した支援計画を策定し、各種支援が包括的に行われるよう関係機関との連絡調整等を行うことで、生活困窮者の自立に向けた支援を行う。
			47		地域福祉推進事業		福祉課	福祉課	「あまがさきし地域福祉計画」の基本理念の実現に向けて、市社協が地域福祉の推進に取り組むために、身近な地域で支え合い活動を推進する専門職として、6人の地域福祉活動専門員を配置する経費を補助する。なお、H27年度からは生活支援コーディネーターを兼務する形で12人が配置されている。
	(2)地域での見守り・支え合いの充実	取組・方向性① 訪問型の高齢者等の見守り活動とともに、通い型の高齢者ふれあいサロンなど、地域特性に合わせた多様な見守りによる支え合いを進める。	48		高齢者等見守り安心事業		福祉課	福祉課	高齢者等が住みなれた地域で安心して暮らせるように、地域住民等による見守り体制の構築を図る。
			49		高齢者ふれあいサロン運営費補助金		包括支援担当	包括支援担当	介護予防・日常生活支援総合事業における一般介護予防事業として、週１回以上のサロンの開催等を要件として自主的・定期的に地域で活動するグループやNPO等が福祉会館等において地域の高齢者等に対して実施する交流活動や介護予防に資する活動等に対して補助を行う。
			50		いきいき百歳体操等推進事業		包括支援担当	包括支援担当	身近な地域で気軽に参加できるように、健康な高齢者も含めた地域ぐるみの介護予防体制を構築していく。
			51		緊急通報システム普及促進等事業		高齢介護課	高齢介護課	ひとり暮らしの高齢者等に対して、外部に急病や事故等の発生を知らせ援助を要請するための通報機器や通報用ペンダントを貸与し、日常生活の安全確保と不安の解消を図る。緊急時に、この通報機器や通報用ペンダントのボタンを押すと、24時間体制の緊急通報受信センターに連絡ができ、状況に応じて、協力員及び受信センター職員の駆けつけまたは救急車の出動を要請する。
			52		認知症対策推進事業		包括支援担当	包括支援担当	高齢化の進展に伴い増加が見込まれている認知症高齢者が、可能な限り住み慣れた地域で暮らし続けることが出来るよう、地域包括ケアシステムを推進するため、①パンフレットによる認知症の正しい理解や本市取組の周知②認知症サポーター養成拡大と活動の場の充実、③地域の方がひとり歩き・帰宅困難な人を発見し関係機関が身元を捜しやすい仕組みづくり、④初期集中支援事業の実施による支援、により、具体的な支援から連携体制の構築を進める。
		取組・方向性② 子どもに寄り添い地域のつながりの場にもなる取り組みが一層広がるよう検討する。	53		地域福祉推進事業		福祉課	福祉課	「あまがさきし地域福祉計画」の基本理念の実現に向けて、市社協が地域福祉の推進に取り組むために、身近な地域で支え合い活動を推進する専門職として、6人の地域福祉活動専門員を配置する経費を補助する。なお、H27年度からは生活支援コーディネーターを兼務する形で12人が配置されている。
			54		生活支援サービス体制整備事業		高齢介護課	高齢介護課	生活支援の充実を図るため、住民、ボランティア、NPO、民間企業、協同組合等の多様な主体の協働による生活支援サービスの体制整備を行う。
			55		地域社会の子育て機能向上支援事業		こども青少年課	こども青少年課	「尼崎市子どもの育ち支援条例」の理念を実現していくにあたり、地域社会の子育て機能の向上に資するため、子どもに関する施策等を行う各分野と連携し、保護者、地域住民、子ども施設、事業者等の主体的な取り組みが進むように働きかけを行うとともに、地域活動や社会資源等を結び付け、地域社会で子どもの育ちを支えるネットワークの主体的な形成等を側面から支援するため、コミュニティソーシャルワークを行う。
			56		子育てサークル育成事業		こども福祉課	こども福祉課	子育ての不安感や孤独感の軽減を図り、保護者同士が助け合い、連携して、子育ての問題に取り組むサークル活動を支援する。
			57		あまがさきキッズサポーターズ支援事業		こども福祉課	こども福祉課	地域の子育て支援情報の収集発信を行う市民の自主的な活動を育成・支援するとともに育児に関する悩みや負担感を軽減するため、子育て中の親子が気軽に集い、仲間づくりや情報交換ができる交流の場（つどいの広場）を設置する。
		取組・方向性③ 地域の様々な居場所が子どもから高齢者まで、また課題を抱えた当事者も含めて交流できる居場所に発展するよう取り組みを進める。	58		地域福祉推進事業		福祉課	福祉課	「あまがさきし地域福祉計画」の基本理念の実現に向けて、市社協が地域福祉の推進に取り組むために、身近な地域で支え合い活動を推進する専門職として、6人の地域福祉活動専門員を配置する経費を補助する。なお、H27年度からは生活支援コーディネーターを兼務する形で12人が配置されている。
			59		生活支援サービス体制整備事業		高齢介護課	高齢介護課	生活支援の充実を図るため、住民、ボランティア、NPO、民間企業、協同組合等の多様な主体の協働による生活支援サービスの体制整備を行う。
			60		地域社会の子育て機能向上支援事業		こども青少年課	こども青少年課	「尼崎市子どもの育ち支援条例」の理念を実現していくにあたり、地域社会の子育て機能の向上に資するため、子どもに関する施策等を行う各分野と連携し、保護者、地域住民、子ども施設、事業者等の主体的な取り組みが進むように働きかけを行うとともに、地域活動や社会資源等を結び付け、地域社会で子どもの育ちを支えるネットワークの主体的な形成等を側面から支援するため、コミュニティソーシャルワークを行う。
			61		地域高齢者福祉活動推進事業		福祉課	福祉課	尼崎市社会福祉協議会の各単位福祉協会または連絡協議会等が実施する地域における安全安心活動、引きこもり防止活動、住民交流事業、学習教養・敬愛事業等、高齢者福祉活動推進事業に対し、補助金を交付する。
	(3)多様な手法による地域福祉活動の推進	取組・方向性① ホームページ等を活用し、市民に向けて地域で行われている活動の活動の情報提供を充実させる。	62		市民活動情報発信事業		協働推進課	協働推進課	インターネット上の市民活動ポータルサイト「市民活動の広場あまがさき」において、市民活動団体の情報や様々な事業に関する情報の収集・発信を行うとともに、相互の交流を図ることができる機能を有するポータルサイトを設ける。
			63		市のホームページ、SNS （LINE、Facebook、Twitter）などでの情報発信		各担当課	各担当課	地域の活動を市のホームページ、Facebook等で情報を発信する。
			64		情報発信推進事業		広報課	広報課	戦略的な広報を行うためには、情報発信のクオリティ・コントロール、メディア戦略などに取り組む必要がある。それらを取り組むにあたり、PRやコミュニケーション分野で高い専門知識や実践経験を有する民間事業者から、組織横断的なマネジメントや多岐にわたるアドバイス等の支援を受け、全庁的な発信力の強化を図る。
		取組・方向性② 活動への参加を希望する人の希望等に応じて地域活動につなげる市社会福祉協議会のボランティアセンターの取り組みを支援する。	65		地域福祉推進事業		福祉課	福祉課	「あまがさきし地域福祉計画」の基本理念の実現に向けて、市社協が地域福祉の推進に取り組むために、身近な地域で支え合い活動を推進する専門職として、6人の地域福祉活動専門員を配置する経費を補助する。なお、H27年度からは生活支援コーディネーターを兼務する形で12人が配置されている。
			66		ファミリーサポートセンター運営事業		こども福祉課	こども福祉課	子育て家庭の負担軽減を図るために、アドバイザーを配置して、会員登録している育児の援助を受けたい人と援助を行いたい人とをコーディネートすることにより、地域の支え合いによる子育て支援を推進する。
		取組・方向性③ 地域福祉活動の立ち上げ支援、有償ボランティアなどの、様々な手法による地域福祉活動の推進に向けた検討を行う。	67		地域福祉推進事業		福祉課	福祉課	「あまがさきし地域福祉計画」の基本理念の実現に向けて、市社協が地域福祉の推進に取り組むために、身近な地域で支え合い活動を推進する専門職として、6人の地域福祉活動専門員を配置する経費を補助する。なお、H27年度からは生活支援コーディネーターを兼務する形で12人が配置されている。
			68		生活支援サービス体制整備事業		高齢介護課	高齢介護課	生活支援の充実を図るため、住民、ボランティア、NPO、民間企業、協同組合等の多様な主体の協働による生活支援サービスの体制整備を行う。
			69		地域社会の子育て機能向上支援事業		こども青少年課	こども青少年課	「尼崎市子どもの育ち支援条例」の理念を実現していくにあたり、地域社会の子育て機能の向上に資するため、子どもに関する施策等を行う各分野と連携し、保護者、地域住民、子ども施設、事業者等の主体的な取り組みが進むように働きかけを行うとともに、地域活動や社会資源等を結び付け、地域社会で子どもの育ちを支えるネットワークの主体的な形成等を側面から支援するため、コミュニティソーシャルワークを行う。
			70		自発的活動支援事業		障害福祉政策担当	障害福祉政策担当	障害者等やその家族、地域住民等による自発的な活動に対して、その費用の一部を助成することにより、障害者等の社会参加や地域の理解促進を図る。
			71		支え合いの人づくり支援事業		福祉課	福祉課	高校生、大学生が尼崎市の福祉に関する地域課題解決のために行う学習と市内の市民活動団体と協働して地域貢献活動を行う際に必要となる交通費等の経費の一部を補助する。

基本目標	展開方向	方向性	№	R2新規	関連事業（市の取組み）中事業名	備考	R2所属	R3所属	業務内容
		取組・方向性④ 先進的に取り組む活動事例をPRし、新たに地域福祉活動へ参画しようとする団体が取り組みやすい環境づくりを進める。	72		市民提案制度関係事業		協働推進課	協働推進課	市民等の市政参画の推進及び政策提案機会の拡大等を図るとともに、行政と市民等との相互理解を深め、適切で良好なパートナーシップを築き、協働の取組を実施するため、市民活動団体及び事業者の提案に基づき、事業の委託、協働事業の実施、共催等を行う。
			73		市報、市HPの活用による情報発信		各担当課	各担当課	地域の活動を市のホームページ、Facebook等で情報を発信する。
		取組・方向性⑤ 市職員有志のボランティア活動や研修を推進し、市職員の地域活動の参加促進に取り組む。	74		市民運動推進事業		協働推進課	協働推進課	市民の創意と参加によって明るく住み良く豊かなまちを目指すため、市民運動を総合的に推進し、尼崎市民の暮らしの安全を推進する条例をもとに、市民運動推進委員会、市民運動各地区推進協議会事業への支援及び10万人わがまちクリーン運動を実施する。
			75		みんなの尼崎大学事業		生涯、学習！推進課	生涯、学習！推進課	地域づくりに取り組む“人づくり”に向け、みんなの尼崎大学が楽しみながらまちに関心を持つ人の入り口となり、市内の学びの情報やその魅力を発信するなど、市民の主体的な学習や活動を支援することにより、学びを通じて地域や社会に興味を抱く、また、学びの成果を活動に活かすことのできる環境づくり（プラットホーム）に取り組む。
		取組・方向性⑥ ソーシャルビジネスの担い手が数多く集まり、生まれ育っていく環境づくりを進めるための支援策を検討する。	76		ワークライフバランスにかかる職員研修				
			77		創業支援事業		経済活性課 地域産業課	経済活性課 地域産業課	（公財）尼崎地域産業活性化機構が運営する尼崎創業支援オフィスアビース及び人材育成セミナー等の経費の一部を補助する。また、創業を希望する人や創業後間もない人に対して、創業塾等の講座を開催する。 指定の賃貸オフィスビル（エーリックビル）に入居する創業から間もない事業者（開業から5年未満）の事業安定化や拡大を支援する。
			78		市民提案制度関係事業		協働推進課	協働推進課	市民等の市政参画の推進及び政策提案機会の拡大等を図るとともに、行政と市民等との相互理解を深め、適切で良好なパートナーシップを築き、協働の取組を実施するため、市民活動団体及び事業者の提案に基づき、事業の委託、協働事業の実施、共催等を行う。
	(4)社会福祉法人、企業、ＮＰＯ等による地域貢献の推進	取組・方向性① 社会福祉法人に対して、地域公益活動の積極的な実施に向けた、啓発や情報提供などの働きかけを引き続き行う。	79		社会福祉法人指導監査等事業		法人指導課	法人指導課	社会福祉法人や社会福祉施設等の適正な運営や提供する福祉サービスの質の向上及び事業経営の透明性を確保するため、社会福祉法をはじめとする関係法令や施設設置基準等の国通知等及び市監査要綱に基づき、指導監査を実施し、必要な指導助言を行う。
		取組・方向性② 社会福祉法人、企業、NPO、ボランティア団体の取り組みを市のホームページ等を活用して庁内外に発信する。	80		みんなの尼崎大学事業		生涯、学習！推進課	生涯、学習！推進課	地域づくりに取り組む“人づくり”に向け、みんなの尼崎大学が楽しみながらまちに関心を持つ人の入り口となり、市内の学びの情報やその魅力を発信するなど、市民の主体的な学習や活動を支援することにより、学びを通じて地域や社会に興味を抱く、また、学びの成果を活動に活かすことのできる環境づくり（プラットホーム）に取り組む。
			81		市民活動情報発信事業		協働推進課	協働推進課	インターネット上の市民活動ポータルサイト「市民活動の広場あまがさき」において、市民活動団体の情報や様々な事業に関する情報の収集・発信を行うとともに、相互の交流を図ることができる機能を有するポータルサイトを設ける。
			82		情報発信推進事業		広報課	広報課	戦略的な広報を行うためには、情報発信のクオリティ・コントロール、メディア戦略などに取り組む必要がある。それらを取り組むにあたり、PRやコミュニケーション分野で高い専門知識や実践経験を有する民間事業者から、組織横断的なマネジメントや多岐にわたるアドバイス等の支援を受け、全庁的な発信力の強化を図る。
		取組・方向性③ 社会福祉法人、企業、NPO等がそれぞれのつよみを活かし、協働して地域の課題に取り組むよう働きかける。	83		地域福祉推進事業		福祉課	福祉課	「あまがさきし地域福祉計画」の基本理念の実現に向けて、市社協が地域福祉の推進に取り組むために、身近な地域で支え合い活動を推進する専門職として、6人の地域福祉活動専門員を配置する経費を補助する。なお、H27年度からは生活支援コーディネーターを兼務する形で12人が配置されている。
			84		生活支援サービス体制整備事業		高齢介護課	高齢介護課	生活支援の充実を図るため、住民、ボランティア、NPO、民間企業、協同組合等の多様な主体の協働による生活支援サービスの体制整備を行う。
			85		地域社会の子育て機能向上支援事業		こども青少年課	こども青少年課	「尼崎市子どもの育ち支援条例」の理念を実現していくにあたり、地域社会の子育て機能の向上に資するため、子どもに関する施策等を行う各分野と連携し、保護者、地域住民、子ども施設、事業者等の主体的な取り組みが進むように働きかけを行うとともに、地域活動や社会資源等を結び付け、地域社会で子どもの育ちを支えるネットワークの主体的な形成等を側面から支援するため、コミュニティソーシャルワークを行う。
			86		市民提案制度関係事業		協働推進課	協働推進課	市民等の市政参画の推進及び政策提案機会の拡大等を図るとともに、行政と市民等との相互理解を深め、適切で良好なパートナーシップを築き、協働の取組を実施するため、市民活動団体及び事業者の提案に基づき、事業の委託、協働事業の実施、共催等を行う。
			87		災害時要援護者支援事業		福祉課	福祉課	災害時要援護者及び避難行動要支援者の把握に努め、避難支援等を実施するための基礎とする避難行動要支援者名簿を作成・更新するとともに、名簿等を活用した避難支援体制の整備や福祉避難所の指定拡大等に関する取組を進める。
			88	新	特定非営利活動促進事業		協働推進課	協働推進課	NPO法人が行う特定非営利活動事業に共感し、応援するために市民や企業等から寄せられた寄付金の範囲内の額を、市がNPO法人に交付することにより、特定非営利活動を促進し、地域の課題解決や魅力向上の推進を図る。
		取組・方向性④ 社会福祉施設が地域の交流の場や福祉避難所としての協力を行うなど、地域貢献に取り組むよう働きかける。	89		地域福祉推進事業		福祉課	福祉課	「あまがさきし地域福祉計画」の基本理念の実現に向けて、市社協が地域福祉の推進に取り組むために、身近な地域で支え合い活動を推進する専門職として、6人の地域福祉活動専門員を配置する経費を補助する。なお、H27年度からは生活支援コーディネーターを兼務する形で12人が配置されている。
			90		生活支援サービス体制整備事業		高齢介護課	高齢介護課	生活支援の充実を図るため、住民、ボランティア、NPO、民間企業、協同組合等の多様な主体の協働による生活支援サービスの体制整備を行う。
			91		地域社会の子育て機能向上支援事業		こども青少年課	こども青少年課	「尼崎市の子どもの育ち支援条例」の理念を実現していくにあたり、地域社会の子育て機能の向上に資するため、子どもに関する施策等を行う各分野と連携し、保護者、地域住民、子ども施設、事業者等の主体的な取り組みが進むように働きかけを行うとともに、地域活動や社会資源等を結び付け、地域社会で子どもの育ちを支えるネットワークの主体的な形成等を側面から支援するため、コミュニティソーシャルワークを行う。
			92		災害時要援護者支援事業		福祉課	福祉課	災害時要援護者及び避難行動要支援者の把握に努め、避難支援等を実施するための基礎とする避難行動要支援者名簿を作成・更新するとともに、名簿等を活用した避難支援体制の整備や福祉避難所の指定拡大等に関する取組を進める。
３誰もが安心できる暮らしを支える基盤づくり	(1)包括的・総合的な相談支援体制の充実	取組・方向性① 市政出前講座やホームページなどを通じて行政等の各相談窓口について広く周知する。	93		市政出前講座、市報、市のホームページ など		各担当課	各担当課	市政出前講座や市のホームページ等で各相談窓口について周知している。
		取組・方向性② 「しごと・くらしサポートセンター尼崎」の体制充実と地域、専門機関、行政の重層的なネットワーク強化により関係機関の活動を支援する。	94		生活困窮者自立相談支援事業		南部福祉相談支援課	南部福祉相談支援課	生活困窮者からの相談に応じて、様々な課題に対応した支援計画を策定し、各種支援が包括的に行われるよう関係機関との連絡調整等を行うことで、生活困窮者の自立に向けた支援を行う。
			95		地域福祉推進事業		福祉課	福祉課	「あまがさきし地域福祉計画」の基本理念の実現に向けて、市社協が地域福祉の推進に取り組むために、身近な地域で支え合い活動を推進する専門職として、6人の地域福祉活動専門員を配置する経費を補助する。なお、H27年度からは生活支援コーディネーターを兼務する形で12人が配置されている。
			96		生活支援サービス体制整備事業		高齢介護課	高齢介護課	生活支援の充実を図るため、住民、ボランティア、NPO、民間企業、協同組合等の多様な主体の協働による生活支援サービスの体制整備を行う。
			97		地域社会の子育て機能向上支援事業		こども青少年課	こども青少年課	「尼崎市の子どもの育ち支援条例」の理念を実現していくにあたり、地域社会の子育て機能の向上に資するため、子どもに関する施策等を行う各分野と連携し、保護者、地域住民、子ども施設、事業者等の主体的な取り組みが進むように働きかけを行うとともに、地域活動や社会資源等を結び付け、地域社会で子どもの育ちを支えるネットワークの主体的な形成等を側面から支援するため、コミュニティソーシャルワークを行う。
			98		地域包括支援センター運営事業		包括支援担当	包括支援担当	高齢者の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する中核機関として、総合的な相談支援や包括的ケアマネジメント業務等の充実を図る。
			99		在宅医療・介護連携推進事業		包括支援担当	包括支援担当	地域包括ケアシステムの推進にあたり、在宅で生活する要介護・要支援状態の高齢者が増加することから、適切な医療・介護を受けながら住み慣れた地域での生活を継続できるよう、関係機関が連携した支援を提供できる仕組みづくりを推進する。 在宅医療・介護の現状や課題に対し、関係諸団体で構成する協議体にて、情報共有・提供手法や連携相談窓口のあり方など、より具体的な協議を進める。
			100		障害者（児）相談支援事業		障害福祉政策担当	障害福祉政策担当	○障害者相談支援事業 障害者（児）、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者などからの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することや権利擁護のために必要な援助を行う。 ○障害児等療育支援事業 在宅の障害児（者）の地域における生活を支えるため、身近な地域で療育指導、相談等が受けられる療育機能の充実を図るとともに、これらを支援する療育機能との重層的な連携を図る。 ○基幹相談支援センター等機能強化事業 相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、専門的職員を基幹相談支援センター等に配置し、地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、人材育成の支援、情報収集・提供及び地域移行に向けた取組等を実施する。
			101		民生児童協力委員関係事業		福祉課	福祉課	市民の社会福祉増進に努める民生児童協力委員の活動促進と支援を行う。
			102		民生児童委員関係事業		福祉課	福祉課	市民の社会福祉増進に努める民生児童委員の活動促進と支援を行う。
		取組・方向性③ 各相談窓口と連携し、地域における課題の早期把握・支援のネットワークの充実、強化に取り組む。	103		生活困窮者自立相談支援事業		南部福祉相談支援課	南部福祉相談支援課	生活困窮者からの相談に応じて、様々な課題に対応した支援計画を策定し、各種支援が包括的に行われるよう関係機関との連絡調整等を行うことで、生活困窮者の自立に向けた支援を行う。
			104		地域福祉推進事業		福祉課	福祉課	「あまがさきし地域福祉計画」の基本理念の実現に向けて、市社協が地域福祉の推進に取り組むために、身近な地域で支え合い活動を推進する専門職として、6人の地域福祉活動専門員を配置する経費を補助する。なお、H27年度からは生活支援コーディネーターを兼務する形で12人が配置されている。
			105		生活支援サービス体制整備事業		高齢介護課	高齢介護課	生活支援の充実を図るため、住民、ボランティア、NPO、民間企業、協同組合等の多様な主体の協働による生活支援サービスの体制整備を行う。

基本目標	展開方向	方向性	№.	R2新規	関連事業（市の取組み）中事業名	備考	R2所属	R3所属	業務内容
			106		地域包括支援センター運営事業		包括支援担当	包括支援担当	高齢者の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する中核機関として、総合的な相談支援や包括的ケアマネジメント業務等の充実を図る。
			107		認知症対策推進事業		包括支援担当	包括支援担当	高齢化の進展に伴い増加が見込まれている認知症高齢者が、可能な限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域包括ケアシステムを推進するため、①パンフレットによる認知症の正しい理解や本市取組の周知、②認知症サポーター養成拡大と活動の場の充実、③地域の方がひとり歩き・帰宅困難な人を発見し関係機関が身元を捜しやすい仕組みづくり、④初期集中支援事業の実施による支援、により、具体的な支援から連携体制の構築を進める。
			108		在宅医療・介護連携推進事業		包括支援担当	包括支援担当	地域包括ケアシステムの推進にあたり、在宅で生活する要介護・要支援状態の高齢者が増加することから、適切な医療・介護を受けながら住み慣れた地域での生活を継続できるよう、関係機関が連携した支援を提供できる仕組みづくりを推進する。 在宅医療・介護の現状や課題に対し、関係諸団体で構成する協議体にて、情報共有・提供手法や連携相談窓口のあり方など、より具体的な協議を進める。
			109		障害者（児）相談支援事業		障害福祉政策担当	障害福祉政策担当	○障害者相談支援事業 障害者（児）、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者などからの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することや権利擁護のために必要な援助を行う。 ○障害児等療育支援事業 在宅の障害児（者）の地域における生活を支えるため、身近な地域で療育指導、相談等が受けられる療育機能の充実を図るとともに、これらを支援する療育機能との重層的な連携を図る。 ○基幹相談支援センター等機能強化事業 相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、専門的職員を基幹相談支援センター等に配置し、地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、人材育成の支援、情報収集・提供及び地域移行に向けた取組等を実施する。
			110		心の教育相談事業		こども教育支援課	こども教育支援課	学校教育の機会を確保する為、「いくしあ」においてカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを設置し、福祉や医療とも連携した相談業務や支援活動を通じて、要支援の子供への支援体制を充実させる。
			111		民生児童協力委員関係事業		福祉課	福祉課	市民の社会福祉増進に努める民生児童協力委員の活動促進と支援を行う。
			112		民生児童委員関係事業		福祉課	福祉課	市民の社会福祉増進に努める民生児童委員の活動促進と支援を行う。
			113		精神保健事業		疾病対策課	疾病対策課	精神疾患の早期治療・早期対応のために啓発を行うとともに、疾病の再発・再燃防止及び社会復帰を図るための適切な日常生活の指導や支援を行う。 ①「精神保健相談連絡票」で情報提供された人への対応を強化し、早期受診・早期支援につなげる。 ②自殺対策強化事業の拡充。 ③措置入院患者等継続支援体制の確立及び入院患者の退院支援充実。
			114		母子保健相談指導事業		健康増進課	健康増進課	①「女性の健康支援事業」女性が自分の健康状態に応じ、的確に自己管理できるように健康教育や健康相談を実施する。 ②「子どもの健康づくり事業」子どもの成長発達を促進し、子育て中の親を支援するための健康教室、健康相談を実施する。
			115		こんにちは赤ちゃん事業		健康増進課	健康増進課	子育て支援の入り口として、乳児のいるすべての家庭を、生後2か月頃に訪問員が訪問し、子育て情報を提供し、母子の状況や養育環境を把握することにより、適切なサービスを提供し、子育ての不安や育児負担の軽減をはかる。
			116		育児支援専門員派遣事業		健康増進課	健康増進課	児童虐待の発生予防のため、出産後まもない時期に養育力が不足している家庭に育児支援専門員を派遣し、養育者の心身の負担を軽減する。
			117		子ども・子育て総合相談事業		いくしあ推進課	いくしあ推進課	いくしあにおいて、子どもや子育て家庭の相談をワンストップで受け止め、子どもの年齢に応じた切れ目のない福祉、保健、教育等が連携した総合的な支援を行う。専門相談員が寄り添いながら課題等を整理、解決イメージを共有し、いくしあ内外の適切な機関につなぐ。
			118		ユース相談支援事業		こども相談支援課	こども相談支援課	ユース相談支援事業は、ひきこもり状態、またはひきこもり状態になる恐れのある、市内在住の中学校3年生から概ね29歳までの青少年及びその保護者に対し、専門職がアウトリーチを主体とした支援を実施する委託事業である。単一担当課で対応が困難な重層的課題を抱えるひきこもり対象者や世帯に対して、関係機関や社会資源を巻き込みながら、対象者と社会とのつながりを様々な形で構築する。
		取組・方向性④ 市各窓口への研修を充実し、市職員一人ひとりが相談支援のワンストップ窓口であることを意識した早期把握、早期対応に取り組む。	119		生活困窮者自立相談支援事業		南部福祉相談支援課	南部福祉相談支援課	生活困窮者からの相談に応じて、様々な課題に対応した支援計画を策定し、各種支援が包括的に行われるよう関係機関との連絡調整等を行うことで、生活困窮者の自立に向けた支援を行う。
			120		地域福祉推進事業		福祉課	福祉課	「あまがさきし地域福祉計画」の基本理念の実現に向けて、市社協が地域福祉の推進に取り組むために、身近な地域で支え合い活動を推進する専門職として、6人の地域福祉活動専門員を配置する経費を補助する。なお、H27年度からは生活支援コーディネーターを兼務する形で12人が配置されている。
		取組・方向性⑤ 関係機関と連携して、相談者の意欲・能力に応じた段階的な就労支援に取り組む。	121		生活困窮者等就労準備支援事業		北部保健福祉管理課	北部保健福祉管理課	直ちに一般就労に就くことが難しい生活保護受給者及び生活困窮者に対して一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を図るため、支援段階に応じて就労準備セミナー及びボランティア・職業体験を組み合わせて計画的に支援を行う。
			122		障害者就労支援事業		障害福祉政策担当	障害福祉政策担当	○障害者就労支援事業 就労に関する相談その他必要な支援を行うことにより、就労の促進と安定した就労の継続を図るとともに、当該事業を効果的に実施するため、地域の関係機関等との連携強化及び社会資源の開発・改善に向けた取組等を行う。 ○障害者就労チャレンジ事業 一定期間、市の臨時的任用職員（「チャレンジャー」）として雇用し、就労実習の体験の場を提供することにより、就労意欲の高揚及び民間企業等への就労の促進を図る。 ○障害者就労施設等販路開拓事業 障害者就労施設等に係る工賃向上に向けて、物品等の販路開拓に向けた支援等を行う。
			123		地域雇用・就労支援事業		しごと支援課	しごと支援課	ホームページ等により雇用・就労、労働条件、スキルアップに関する情報を提供するとともに、雇用・就労に関する一元的な相談窓口において、カウンセリング等を含めた専門相談や労働問題に関する相談を実施する。また、無料職業紹介事業を通じて個別で丁寧な雇用・就労マッチングに取り組む。
			124		尼崎市シルバー人材センター等補助金		しごと支援課	しごと支援課	高齢者の能力を活用することが出来る就業機会の増大及び福祉の増進を図るため、尼崎市シルバー人材センターに対して補助金を交付し、活動支援を行う。
		取組・方向性⑥ 「貧困の連鎖」を防止するための取り組みを進める。	125		生活困窮者学習支援事業		北部保健福祉管理課	北部保健福祉管理課	生活保護世帯及び生活困窮世帯の子どもが成長し、再び生活保護世帯や生活困窮世帯に至ることを防止するため、地域に子どもの居場所を確保し、学習への動機付けを含めた学習支援を行うとともに社会性や他者との関係性を育む。また、学習支援を利用した子どもの高校進学後の中退防止にも取り組む。
		取組・方向性⑦ 福祉の専門的な支援に加え、法的支援などの様々な分野別の専門機関と連携するための取り組みを進める。	126		生活困窮者自立相談支援事業		南部福祉相談支援課	南部福祉相談支援課	生活困窮者からの相談に応じて、様々な課題に対応した支援計画を策定し、各種支援が包括的に行われるよう関係機関との連絡調整等を行うことで、生活困窮者の自立に向けた支援を行う。
			127		地域福祉推進事業		福祉課	福祉課	「あまがさきし地域福祉計画」の基本理念の実現に向けて、市社協が地域福祉の推進に取り組むために、身近な地域で支え合い活動を推進する専門職として、6人の地域福祉活動専門員を配置する経費を補助する。なお、H27年度からは生活支援コーディネーターを兼務する形で12人が配置されている。
			128		生活支援サービス体制整備事業		高齢介護課	高齢介護課	生活支援の充実を図るため、住民、ボランティア、NPO、民間企業、協同組合等の多様な主体の協働による生活支援サービスの体制整備を行う。
			129		地域包括支援センター運営事業		包括支援担当	包括支援担当	高齢者の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する中核機関として、総合的な相談支援や包括的ケアマネジメント業務等の充実を図る。
			130		在宅医療・介護連携推進事業		包括支援担当	包括支援担当	地域包括ケアシステムの推進にあたり、在宅で生活する要介護・要支援状態の高齢者が増加することから、適切な医療・介護を受けながら住み慣れた地域での生活を継続できるよう、関係機関が連携した支援を提供できる仕組みづくりを推進する。 在宅医療・介護の現状や課題に対し、関係諸団体で構成する協議体にて、情報共有・提供手法や連携相談窓口のあり方など、より具体的な協議を進める。
			131		障害者（児）相談支援事業		障害福祉政策担当	障害福祉政策担当	○障害者相談支援事業 障害者（児）、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者などからの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することや権利擁護のために必要な援助を行う。 ○障害児等療育支援事業 在宅の障害児（者）の地域における生活を支えるため、身近な地域で療育指導、相談等が受けられる療育機能の充実を図るとともに、これらを支援する療育機能との重層的な連携を図る。 ○基幹相談支援センター等機能強化事業 相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、専門的職員を基幹相談支援センター等に配置し、地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、人材育成の支援、情報収集・提供及び地域移行に向けた取組等を実施する。
			132		民生児童協力委員関係事業		福祉課	福祉課	市民の社会福祉増進に努める民生児童協力委員の活動促進と支援を行う。
			133		民生児童委員関係事業		福祉課	福祉課	市民の社会福祉増進に努める民生児童委員の活動促進と支援を行う。
		取組・方向性⑧ 子どもの育ちに係る支援センターで、子どもに関する幅広い範囲の総合相談や、総合的かつ継続的な支援を行うための拠点として取り組みを進める。	134		子どもの育ち支援センター運営事業		いくしあ推進課	いくしあ推進課	課題や困難を抱える子育て家庭に寄り添い、子どもの成長段階に応じて切れ目なく総合的かつ継続的に支援する子どもの育ち支援センター（いくしあ）を運営する。

基本目標	展開方向	方向性	No.	R2新規	関連事業（市の取組み）中事業名	備考	R2所属	R3所属	業務内容
			135		子ども・子育て総合相談事業		いくしあ推進課	いくしあ推進課	いくしあにおいて、子どもや子育て家庭の相談をワンストップで受け止め、子どもの年齢に応じた切れ目のない福祉、保健、教育等が連携した総合的な支援を行う。専門相談員が寄り添いながら課題等を整理、解決イメージを共有し、いくしあ内外の適切な機関につなぐ。
			136		発達相談支援事業		発達相談支援課	発達相談支援課	発達に不安を抱える子どもやその保護者に対し、相談業務等を実施し、必要な支援につないでいく。
		取組・方向性⑨ 専門機関の支援終結後も、必要に応じて社会福祉協議会支部事務局と連携して地域福祉活動など地域の支え合いにつなぐ。	137		生活困窮者自立相談支援事業		南部福祉相談支援課	南部福祉相談支援課	生活困窮者からの相談に応じて、様々な課題に対応した支援計画を策定し、各種支援が包括的に行われるよう関係機関との連絡調整等を行うことで、生活困窮者の自立に向けた支援を行う。
			138		地域福祉推進事業		福祉課	福祉課	「あまがさきし地域福祉計画」の基本理念の実現に向けて、市社協が地域福祉の推進に取り組むために、身近な地域で支え合い活動を推進する専門職として、6人の地域福祉活動専門員を配置する経費を補助する。なお、H27年度からは生活支援コーディネーターを兼務する形で12人が配置されている。
			139		生活支援サービス体制整備事業		高齢介護課	高齢介護課	生活支援の充実を図るため、住民、ボランティア、NPO、民間企業、協同組合等の多様な主体の協働による生活支援サービスの体制整備を行う。
			140		地域包括支援センター運営事業		包括支援担当	包括支援担当	高齢者の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する中核機関として、総合的な相談支援や包括的ケアマネジメント業務等の充実を図る。
			141		在宅医療・介護連携推進事業		包括支援担当	包括支援担当	地域包括ケアシステムの推進にあたり、在宅で生活する要介護・要支援状態の高齢者が増加することから、適切な医療・介護を受けながら住み慣れた地域での生活を継続できるよう、関係機関が連携した支援を提供できる仕組みづくりを推進する。 在宅医療・介護の現状や課題に対し、関係諸団体で構成する協議体にて、情報共有・提供手法や連携相談窓口のあり方など、より具体的な協議を進める。
			142		障害者（児）相談支援事業		障害福祉政策担当	障害福祉政策担当	○障害者相談支援事業 障害者（児）、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者などからの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することや権利擁護のために必要な援助を行う。 ○障害児等療育支援事業 在宅の障害児（者）の地域における生活を支えるため、身近な地域で療育指導、相談等が受けられる療育機能の充実を図るとともに、これらを支援する療育機能との重層的な連携を図る。 ○基幹相談支援センター等機能強化事業 相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、専門的職員を基幹相談支援センター等に配置し、地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、人材育成の支援、情報収集・提供及び地域移行に向けた取組等を実施する。
			143		民生児童協力委員関係事業		福祉課	福祉課	市民の社会福祉増進に努める民生児童協力委員の活動促進と支援を行う。
			144		民生児童委員関係事業		福祉課	福祉課	市民の社会福祉増進に努める民生児童委員の活動促進と支援を行う。
	⑵権利擁護の推進	取組・方向性① 虐待についての広報・啓発や成年後見等支援センターの周知を図るとともに各相談窓口や警察とも連携を深め迅速な対応に努める。 取組・方向性② 保健福祉センターの保健福祉総合相談窓口と成年後見等支援センターが連携するために、一体的な設置を進める。	145		権利擁護推進事業		北部福祉相談支援課	北部福祉相談支援課	成年後見等支援センターを設置・運営し、成年後見に係る専門的な知見を背景に相談から対応、その後の支援まで一体的に行うとともに市民後見人の養成等を行うことで、高齢者・障害者の権利擁護を図る。
			146		成年後見制度利用支援事業 （高齢者等）		北部福祉相談支援課	北部福祉相談支援課	契約締結等に必要な判断能力が不十分な身寄りのない認知症高齢者等に代わり、市が家庭裁判所に対し成年後見等開始の申し立てを行う。また、助成を受けなければ制度利用が困難と認められる者に対しては、当該制度に係る費用の全部または一部を助成する。
			147		成年後見制度利用支援事業 (障害者等)		北部福祉相談支援課	北部福祉相談支援課	契約締結等に必要な判断能力が不十分な身寄りのない知的障害者等に代わり、市が家庭裁判所に対し成年後見等開始の申し立てを行う。また、助成を受けなければ制度利用が困難と認められる者に対しては、当該制度に係る費用の全部または一部を助成する。
			148		障害者虐待防止対策事業		障害福祉政策担当	障害福祉政策担当	障害者に対する虐待の防止、早期発見、虐待を受けた障害者に対する保護や自立の促進、養護者に対する支援等を行う。
			149		配偶者等暴力に関する支援事業		北部福祉相談支援課	北部福祉相談支援課	「尼崎市配偶者等からの暴力（DV）対策基本計画」（平成24年4月策定）に基づき、配偶者暴力相談支援センターにおいて、関係機関と連携し、DV被害者の相談から保護、自立まで総合的に支援する。
		取組・方向性③ 福祉サービスの利用援助事業を推進することで、後見には至らないが支援の必要な人の自立と社会参加を進める。	150		社会福祉関係団体補助金		福祉課	福祉課	成年後見制度までは至らない認知症高齢者、知的障害者等の判断能力の不十分な者が、地域において自立し安心して生活が送れるよう、市社会福祉協議会が行う福祉サービス利用援助事業（金銭管理や相談支援等）に対する事業の経費の一部（支援員にかかる経費）を補助する。
		取組・方向性④ 関係機関のネットワークの強化に努め、福祉サービスの利用支援、虐待等の早期発見、迅速な対応などの取り組みを進める。	151		尼崎市要保護児童対策地域協議会運営事業		こども相談支援課	こども相談支援課	児童虐待防止法および児童福祉法の改正を踏まえ、平成１８年度１２月末に「尼崎市要保護児童対策地域協議会」を設置し、児童虐待等要保護児童の早期発見・早期対応などを図るため定期的に実務者会等会議を実施し児童関連機関が情報交換・共有し、支援方法を検討する。
			152		権利擁護推進事業		北部福祉相談支援課	北部福祉相談支援課	成年後見等支援センターを設置・運営し、成年後見に係る専門的な知見を背景に相談から対応、その後の支援まで一体的に行うとともに市民後見人の養成等を行うことで、高齢者・障害者の権利擁護を図る。
			153		成年後見制度利用支援事業 （高齢者等）		北部福祉相談支援課	北部福祉相談支援課	契約締結等に必要な判断能力が不十分な身寄りのない認知症高齢者等に代わり、市が家庭裁判所に対し成年後見等開始の申し立てを行う。また、助成を受けなければ制度利用が困難と認められる者に対しては、当該制度に係る費用の全部または一部を助成する。
			154		成年後見制度利用支援事業 (障害者等)		北部福祉相談支援課	北部福祉相談支援課	契約締結等に必要な判断能力が不十分な身寄りのない知的障害者等に代わり、市が家庭裁判所に対し成年後見等開始の申し立てを行う。また、助成を受けなければ制度利用が困難と認められる者に対しては、当該制度に係る費用の全部または一部を助成する。
			155		障害者虐待防止対策事業		障害福祉政策担当	障害福祉政策担当	障害者に対する虐待の防止、早期発見、虐待を受けた障害者に対する保護や自立の促進、養護者に対する支援等を行う。
		取組・方向性⑤ 障害者差別解消法に基づく合理的配慮の取り組みの広報・啓発、障がい者差別の相談事例等の共有により差別解消に努める。	156		差別解消・コミュニケーション支援等検討事業		障害福祉政策担当	障害福祉政策担当	障害者差別に関する相談事例等の共有を図り、差別解消に向けた取組を行っていくため、地域の関係機関で構成する協議会を開催する。また、障害特性に応じたコミュニケーション手段の利用促進に向けた取組の検討を行う。
		取組・方向性⑥ 市職員に対して虐待やDV防止、差別解消に向けた研修等に取り組む。	157		差別解消・コミュニケーション支援等検討事業		障害福祉政策担当	障害福祉政策担当	障害者差別に関する相談事例等の共有を図り、差別解消に向けた取組を行っていくため、地域の関係機関で構成する協議会を開催する。また、障害特性に応じたコミュニケーション手段の利用促進に向けた取組の検討を行う。
			158		配偶者等暴力に関する支援事業		北部福祉相談支援課	北部福祉相談支援課	「尼崎市配偶者等からの暴力（DV）対策基本計画」（平成24年4月策定）に基づき、配偶者暴力相談支援センターにおいて、関係機関と連携し、DV被害者の相談から保護、自立まで総合的に支援する。
	⑶適切な福祉サービスの提供と情報利用の推進	取組・方向性① 適切な福祉サービスの確保に向けて、市の関係各課が連携し指導監査等の充実を図るとともに、苦情解決体制の向上を図る。	159		社会福祉法人指導監査等事業		法人指導課	法人指導課	社会福祉法人や社会福祉施設等の適正な運営や提供する福祉サービスの質の向上及び事業経営の透明性を確保するため、社会福祉法をはじめとする関係法令や施設設置基準等の国通知等及び市監査要綱に基づき、指導監査を実施し、必要な指導助言を行う。
		取組・方向性③ 障がい特性に応じて、必要な情報が合理的な配慮のもとで適切に確保、利用できるよう、広報、啓発等に取り組む。	161		市報、市HPの活用による情報発信		各担当課	各担当課	
			162		多文化共生社会推進事業		ダイバーシティ推進課	ダイバーシティ推進課	お互いの生活や文化を理解・尊重し、外国籍住民が安心して快適に生活や行動ができるよう、ともに生きる多文化共生社会の推進に向けてさらなる環境整備を行うため、電話通訳・テレビ通訳事業や外国籍住民の交流の場づくり等の取組を行う。
			163	新	高齢者元気アップ活動情報発信等事業		包括支援担当	包括支援担当	地域での介護予防活動を紹介するパンフレットの設置・配布など、地域での介護予防活動の支援を強化する。
			164		意思疎通支援事業		障害福祉政策担当	障害福祉政策担当	聴覚障害者、音声・言語機能障害者及び盲ろう者が公的機関や医療機関に赴く等、社会生活上外出が必要不可欠なときに、事前に登録している対象者に対して、手話通訳者又は要約筆記者若しくは盲ろう者向け通訳・介助員を派遣する。また、その手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員を養成する。
			165		差別解消・コミュニケーション支援等検討事業		障害福祉政策担当	障害福祉政策担当	障害者差別に関する相談事例等の共有を図り、差別解消に向けた取組を行っていくため、地域の関係機関で構成する協議会を開催する。また、障害特性に応じたコミュニケーション手段の利用促進に向けた取組の検討を行う。
			166		手話言語普及啓発事業		障害福祉政策担当	障害福祉政策担当	尼崎市手話言語条例に基づき、手話及びろう者に対する理解並びに手話の普及を促進するため、手話ハンドブックや啓発パンフレットを作成するほか、市民等を対象にした体験講座を開催する。
		取組・方向性④ 地域課題の共有・解決策の検討のために、行政の様々な情報を地域の関係者や団体、専門機関で適切に共有する方法を検討する。 取組・方向性⑤ 保健福祉センターの保健福祉総合相談窓口と成年後見等支援センターが連携するために、一体的な設置を進める。	167		地域福祉推進事業		福祉課	福祉課	「あまがさきし地域福祉計画」の基本理念の実現に向けて、市社協が地域福祉の推進に取り組むために、身近な地域で支え合い活動を推進する専門職として、6人の地域福祉活動専門員を配置する経費を補助する。なお、H27年度からは生活支援コーディネーターを兼務する形で12人が配置されている。
			168		在宅医療・介護連携推進事業		包括支援担当	包括支援担当	地域包括ケアシステムの推進にあたり、在宅で生活する要介護・要支援状態の高齢者が増加することから、適切な医療・介護を受けながら住み慣れた地域での生活を継続できるよう、関係機関が連携した支援を提供できる仕組みづくりを推進する。 在宅医療・介護の現状や課題に対し、関係諸団体で構成する協議体にて、情報共有・提供手法や連携相談窓口のあり方など、より具体的な協議を進める。

基本目標	展開方向	方向性	No.	R2新規	関連事業（市の取組み）中事業名	備考	R2所属	R3所属	業務内容
			169		生活困窮者自立相談支援事業		南部福祉相談支援課	南部福祉相談支援課	生活困窮者からの相談に応じて、様々な課題に対応した支援計画を策定し、各種支援が包括的に行われるよう関係機関との連絡調整等を行うことで、生活困窮者の自立に向けた支援を行う。
	(4)要配慮者（災害時要援護者）支援の推進	取組・方向性① 避難行動要支援者名簿を整備するとともに、災害時に備えて日頃のつながり作りの大切さ等についての啓発を行う。	170		災害時要援護者支援事業		福祉課	福祉課	災害時要援護者及び避難行動要支援者の把握に努め、避難支援等を実施するための基礎とする避難行動要支援者名簿を作成・更新するとともに、名簿等を活用した避難支援体制の整備や福祉避難所の指定拡大等に関する取組を進める。
			171		地域福祉推進事業		福祉課	福祉課	「あまがさきし地域福祉計画」の基本理念の実現に向けて、市社協が地域福祉の推進に取り組むために、身近な地域で支え合い活動を推進する専門職として、6人の地域福祉活動専門員を配置する経費を補助する。なお、H27年度からは生活支援コーディネーターを兼務する形で12人が配置されている。
			172		地域の防災力向上事業		危機管理安全局企画管理課	危機管理安全局企画管理課	災害時要援護者支援対策については、健康福祉局が実施している要援護高齢者見守り対策事業と連携する中で、社会福祉協議会をはじめとし、当事者団体、民生児童委員協議会、事業者、NPO等の団体で構成する連絡会を運営し、連携体制の強化を図る。
			173		地域の防災力向上事業		災害対策課	災害対策課	防災マップづくり等による地域における防災力向上講座をはじめ、兵庫県が実施する「ひょうご防災リーダー講座」の受講者に対する経費助成を行う。また、尼崎市防災セミナーの開催等を通して、市民等の防災意識や地域の防災力の向上を図る。
			174		防災対策等事業		災害対策課	災害対策課	尼崎市防災総合訓練、「1．17は忘れない」地域防災訓練等、各種訓練を通じて災害時の適切な防災行動力を身につけるとともに、避難場所への誘導板の設置などにより、防災体制の充実を図る。
					特色ある地域活動推進事業		各地域課	各地域課	地域においてお互いの顔を見える関係を築いていくための学びや交流の場づくりや課題解決等の取組に、各地域課において「地域予算」を活用する。
		取組・方向性② 尼崎市避難行動要支援者避難支援指針をもとに、避難行動要支援者の避難支援体制を市民、事業者、関係団体、関係機関とともに整備する。	175		災害時要援護者支援事業		福祉課	福祉課	災害時要援護者及び避難行動要支援者の把握に努め、避難支援等を実施するための基礎とする避難行動要支援者名簿を作成・更新するとともに、名簿等を活用した避難支援体制の整備や福祉避難所の指定拡大等に関する取組を進める。
			177		地域の防災力向上事業		災害対策課	災害対策課	
			178		防災対策等事業		災害対策課	災害対策課	尼崎市防災総合訓練をはじめとする各種訓練を通じて災害時の適切な防災行動力を身につけるとともに、避難場所への誘導版の設置などにより、防災体制の充実を図る。
		取組・方向性③ 社会福祉施設等に協力要請を行ない、福祉避難所の拡大等に努める。	179		災害時要援護者支援事業		福祉課	福祉課	災害時要援護者及び避難行動要支援者の把握に努め、避難支援等を実施するための基礎とする避難行動要支援者名簿を作成・更新するとともに、名簿等を活用した避難支援体制の整備や福祉避難所の指定拡大等に関する取組を進める。
		取組・方向性④ 災害時要援護者支援連絡会等での意見を踏まえて、福祉避難所の運営マニュアル等の作成を進める。	180		災害時要援護者支援事業		福祉課	福祉課	災害時要援護者及び避難行動要支援者の把握に努め、避難支援等を実施するための基礎とする避難行動要支援者名簿を作成・更新するとともに、名簿等を活用した避難支援体制の整備や福祉避難所の指定拡大等に関する取組を進める。
	(5)安全・安心に暮らせる環境整備	取組・方向性① 高齢者等の見守り活動等とも連携し、各世代に応じた消費者教育や啓発活動を行う。	181		消費生活安全推進事業		生活安全課	生活安全課	消費者被害の未然防止及び救済事業として、消費生活相談事業を実施する。
			182		消費者行政活性化事業		生活安全課	生活安全課	消費者行政推進・強化事業補助金を活用して、各種啓発事業を実施し、消費者被害の未然防止を図る。
			183		「こども安全・安心・便利」情報提供事業		こども福祉課	こども福祉課	就学前児童の保護者などに、携帯電話等のインターネット機能を活用して、警察からの不審者情報など子どもの「安全と安心」に関する緊急情報を発信する。また、子育て関連情報も随時提供する。
		取組・方向性② 普段の散歩等、市民それぞれの日常生活の中で気軽に参加できる防犯活動を進める。	184		街頭犯罪防止等事業		生活安全課	生活安全課	地域と協働し、地域防犯力の向上を図る。 （主な事業内容）・あなたを守り隊・地域での防犯カメラ設置補助・地域青パト活動団体支援等事業
		取組・方向性③ 防犯カメラの設置効果について検証を行い、今後のあり方について検討を進める。	185		街頭犯罪防止等事業		生活安全課	生活安全課	ひったくりの撲滅及び自転車盗難の防止に向けた各種事業を実施する。 （主な事業内容）・可動式防犯カメラ設置運用・街頭犯罪防止実践啓発事業・民間カメラ活用事業等
		取組・方向性④ 住宅・住環境の整備を促進するとともに、放置自転車の対策など、誰もが安全・安心に暮らしやすい環境整備に取り組む。	186		駅周辺放置自転車対策事業		放置自転車対策担当	放置自転車対策担当	放置自転車の撤去や市内に13箇所ある尼崎市立自転車等駐車場の管理運営について、指定管理者による管理運営を行う。
			187		分譲マンション共用部分バリアフリー化助成事業		住宅政策課	住宅政策課	建設当時バリアフリーの規定が無かった市内分譲マンションの管理組合を対象に、共用部分のバリアフリー化改修費用の一部を助成することで、高齢期等に適した住宅を整備し、地域における良質な住宅ストックの形成と住環境の向上を図る。
			188		市営住宅建替等事業		住宅整備担当	住宅整備担当	市営住宅のバリアフリー性能を確保するため、エレベーターが設置されている住棟への建替えや、新耐震基準に適合する片廊下型の住棟へのエレベーターの設置を進める。